

令和2年度第1回長崎県政策評価委員会

1. 日時

令和2年9月4日（金） 13時49分 ～ 17時30分

2. 場所

長崎県庁3階 311会議室

3. 出席委員

赤石委員長、芹野副委員長、内田委員、小西委員、能本委員、山中委員

4. 議題

個別事業群の審議

5. 議事録

内容

基本戦略・施策の概要（男女）	4
審議事業群Ⅰ（男女）_事業群説明	5
審議事業群Ⅰ_各事業説明（男女）	8
1 男女共同参画基本施策推進事業	8
2 男性の家事育児等参画促進事業	9
3 幸せ家族ライフデザイン応援事業	10
4 女性の再就職応援事業	10
5 企業における女性活躍推進事業	11
質疑応答（審議事業Ⅰ（男女）_各事業について）	12
質疑応答（審議事業Ⅰ（男女）_事業群全体について）	19
基本戦略・施策の概要（インフラ）	21
審議事業群Ⅱ（インフラ）_事業群説明	22
審議事業群Ⅱ_各事業説明（インフラ_道路維持）	24
3 橋梁補修事業	24
5 舗装調査費	25
6 トンネル安全施設費	26
7 道路維持補修費	27
8 道路照明灯管理費	28
9 道路清掃委託費	29
10 道路緑化維持・整備景観費	29
11 道路管理事務費	30
20 道守育成事業	31
質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ_道路維持）_各事業について）	32
審議事業群Ⅱ_各事業説明（インフラ_港湾）	35
12 空港維持管理費	35
13 ボートパーク整備事業費	36
14 長崎空港維持管理費	36
15 港湾施設維持管理費	37
質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ_港湾）_各事業について）	38
質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ）_事業群全体について）	39

基本戦略・施策の概要（ICT）	41
審議事業群Ⅲ（ICT）_事業群説明	41
審議事業群Ⅲ_各事業説明（ICT）	43
1 電子県庁プロジェクト	43
2 スマート県庁プロジェクト	43
3 クラウド・オープンデータ等推進事業	46
4 ロボット・IoT 関連産業育成事業費	47
質疑応答（審議事業Ⅲ（ICT）_各事業について）	48
評価の在り方について	52

(赤石委員長)

審議方法に従いまして、個別事業分の審議に入ります。

審議した結果につきましては、基本的にはこれを尊重し最終的な意見の取りまとめを行っていきたくと考えておりますので、よろしく申し上げます。

基本戦略・施策の概要（男女）

(事務局)

長崎県総合計画のチャレンジ 2020 の「審議対象部分抜粋」と表示した 2 色刷りの資料の 1 ページの総合計画の体系をごらんください。

1 ページ左に記載しております「基本理念」のもと、5 つの将来像の実現に向けて、10 の基本戦略を掲げ 43 の施策に取り組むこととしております。

これからご審議いただく基本戦略及び施策の説明をいたします。

基本戦略 4 「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」は将来像の 2 番目「地域 みんなが支えあう長崎県」の基本戦略に位置づけられており、この基本戦略 4 を推進するために、右側 2 ページに掲げている①～③の 3 つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、施策②「女性の活躍推進」を推進するための 3 つの事業群についてご審議いただくこととなります。

3 ページをご覧ください。

将来像の『地域 みんなが支えあう長崎県』の基本戦略 4 による具体的な将来像の内容として

- ・ 生涯現役社会の実現
- ・ 運動に慣れ親しみ、正しい生活習慣を身に着けた子供の育成
- ・ 誰もが暮らしやすい環境、などを掲げており

その背景についてはその下に記載されておりますが

- ・ 高齢者の増加、
- ・ 子どもたちの体力低下、
- ・ 人口減少が進み生産年齢人口が減少、等がございます

これらを踏まえ、右側の（2）「女性の活躍推進」を含む 3 の施策を展開しております。

次に審議対象事業群が含まれる施策の説明です。4 ページをご覧ください。

該当施策の「女性の活躍推進」につきましては、

- ・ 男女が家庭・地域・職場において、個性と能力を十分に発揮できる、誰もが暮らしやすい環境が整えられている、という姿を目指し、成果指標としましては事業所における管理職（係長級以上）に占める女性の割合を令和 2 年度までに 30.0%とする目標を掲げております。

その実現に向けて、その下にある、

- ① あらゆる分野における男女参画の推進
- ② 女性のライフステージに応じた就労支援及び男女がともに働きやすい環境の整備

③ 女性の人材育成と活躍促進 を推進することとしており、今回、この3つの事業群についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

審議事業群Ⅰ（男女）_事業群説明

【審議対象事業群Ⅰ】

基本戦略 4 生きがいを持って活躍できる社会をつくる

施策（2） 女性の活躍推進

事業群 ① あらゆる分野における男女共同参画の推進

事業群 ② 女性のライフステージに応じた就労支援及び男女がともに働きやすい環境の整備

事業群 ③ 女性の人材育成と活躍促進

（男女参画・女性活躍推進室）

男女参画・女性活躍推進室の有吉と申します。

それでは、男女参画・女性活躍推進室から、

事業群 ① あらゆる分野における男女共同参画の推進

② 女性のライフステージに応じた就労支援 及び 男女がともに働きやすい環境の整備

③ 女性の人材育成と活躍促進 について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書1ページと、長崎県総合計画の4ページをご参照ください。

本事業群は、新総合計画において、

戦略4「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」

施策（2）「女性の活躍推進」

に位置づけられる事業群です。

本事業群についての取組内容は評価調書1ページの「1.計画等概要」に記載のとおり、

① あらゆる分野における男女共同参画の推進

② 女性のライフステージに応じた就労支援

③ 男女がともに働きやすい環境づくり

としております。

この事業群を代表する指標として、「①男女共同参画社会という用語の認知度」という項目を設定し、最終年度である令和2年度に85%にするという目標を掲げるほか、その他関連指標として、「②ウー

マンズジョブほっとステーションにおける年間就職者数」という項目、及び「③女性人材ネットワーク登録件数」という項目を設定し、これらを達成するべく、大別して4点の取組項目のもと、5個の事務事業をそれぞれ実施しております。

現在の事業群の進捗状況につきましては、指標としては、「順調」でございますが、「②ウーマンズジョブほっとステーションにおける年間就職者数」は、女性のライフステージに応じたきめ細かな就業支援に努め、また、「③女性人材ネットワーク登録件数」は、女性人材の掘り起こしなどに努めた結果、ともに順調に増加しております。

一方で、「①男女共同参画社会という用語の認知度」につきましては、平成28年度から平成30年度までは、目標を達成し「順調」でしたが、令和元年度は「遅れ」となりました。

実績値は調査年度毎にばらつきが見られますが、これまでの4年間の平均値（81.8%）は、基準年の数値（79.2%）を上回っており、引き続き普及啓発に努めていく必要があると考えております。

それでは、本事業群の取組項目について説明いたします。

まず第1点「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」についてでございますが、これは、第3次長崎県男女共同参画基本計画に基づき、男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現に取り組むこととしております。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2ページに記載のとおり「1 男女共同参画基本施策推進事業」、「2 男性の家事育児等参画促進事業」、「3 幸せ家族ライフデザイン応援事業」がございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

次に第2点「女性のライフステージに応じたきめ細かな就労支援の実施」についてでございますが、これは、女性の再就職などの就労支援に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2ページに記載のとおり「4 女性の再就職応援事業」がございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

次に第3点「男女がともに働きやすい環境の整備」についてでございますが、これは、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組むことで、男性にとっても働きやすい職場環境づくりに取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2ページに記載の「2 男性の家事育児等参画促進事業」、「3 幸せ家族ライフデザイン応援事業」、3ページに記載の「5 企業における女性活躍推進事業」がございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

最後に第4点「女性の人材育成と活躍促進」についてでございますが、これは、女性の管理職登用にに向けた人材育成支援などに取り組むこととしております。この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、3ページに記載のとおり「5 企業における女性活躍推進事業」がございます。事業内容については、後ほどご説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や事務事業同士の関連づけなどについては、6ページに別紙として

説明を添えておりますので、このあと個別の事務事業を順にご説明する際に、ご参照いただければと存じます。

事業群評価調書をめくっていただき、3ページと4ページをご覧ください。

「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」のところでございますが、個別事業ではなく、本事業群の取組全般を総括して、実績を検証したところ、取組項目ごとに整理しますと、まず、「i 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」については、各地域の男女共同参画推進員の企画力や実行力などのスキルの習得、また、普及啓発のための人員確保という課題が見えてまいりましたので、解決の方向性として、引き続き、各地域での主体的な活動を通して推進員のスキルアップを図るとともに、新たな人材の掘り起こしを行っていくため、現行制度の見直しを考えております。

次に、「ii 女性のライフステージに応じたきめ細かな就労支援の実施」につきましては、長崎市西洋館内の長崎県総合就業支援センターに設置しております、女性の就業を総合的にサポートする、ウーマンズジョブほっとステーションにおける就職者は順調に推移しておりますが、相談者数が減少していることから、新規相談者数の増加に向けた取り組みが必要であるという課題が見えてまいりましたので、解決の方向性として、令和元年度に整備したオンライン相談の更なる周知により、ウーマンズジョブほっとステーションの認知度向上を図るとともに、各種就職支援セミナーを充実し、働くことを希望する女性の具体的な就業支援を考えております。

そして、「iii 男女がともに働きやすい環境の整備」につきましては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が、努力義務である企業においては、策定数が伸び悩んでいることや、イクボスの認知度向上といった課題が見えてまいりましたので、解決の方向性として、女性活躍推進に取り組んでいる県内企業を見える化することで行動計画策定を促進するほか、イクボスの啓発コンテンツを研修素材として市町や協力企業などに活用していただくことでさらなるイクボスの普及啓発を図ることを考えております。

最後に、「iv 女性の人材育成と活躍促進」につきましては、県内の中小企業においては、独自で人材育成研修を実施することが困難であるため、女性管理職登用促進に向けた人材育成を支援する必要があるという課題が見えてまいりましたので、解決の方向性として、引き続き、女性社員を対象にしたセミナーなど、中長期的な人材育成の観点に立った取組を行っていくことを考えております。

以上を踏まえ、「4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別の事業の具体的な見直しを検討しておりますが、後ほど順にご説明させていただきます。

以上で事業群に関する説明を終わります。

審議事業群 I_各事業説明（男女）

（男女参画・女性活躍推進室）

1 男女共同参画基本施策推進事業

男女参画・女性活躍推進室から、「男女共同参画基本施策推進事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料7ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「i 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目のなかで、本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、第3次長崎県男女共同参画基本計画の推進を目的としており、長崎県男女共同参画審議会の運営や、長崎県男女共同参画推進センターを核とした広報啓発・各種研修などを実施しております。

具体的に令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、男女共同参画審議会の運営、長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」の運営、各種研修などに取り組んでおり、

- ・ 男女共同参画審議会の開催、
- ・ 「きらりあ」による情報誌の発行や、ラジオ番組の放送、
- ・ そのほか、推進員や市町担当者向けの研修会、また、推進員などによる各地域での主体的な活動を実施しました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、長崎県男女共同参画推進センターを核に、各種啓発を全県下で取り組むとともに、各地域の推進員などによる地域の実情に応じた啓発活動により、男女共同参画の意識の醸成に寄与したと考えております。

なお、令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度は、各地域での活動や意識啓発の促進を図るため、男女共同参画推進員の定数を見直し、これまでの26名から57名へ大幅に定数を増員したほか、新たに男女共同参画の基礎について学ぶ各地域への出前講座を実施しているところです。

事業群評価調書の4ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、本事業は令和2年度で終期を迎えることから「終了」としておりますが、研修や事業の実施については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、新たな手法について再検討を行ってまいります。

また、各地域での主体的な活動につきましては、これまでの実施結果を踏まえ、今後の方向性を検討するとともに、新たに実施している出前講座については、実施結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、今後の事業構築につなげてまいります。

以上で、「男女共同参画基本施策推進事業」の説明を終わります。

2 男性の家事育児等参画促進事業

次に、「男性の家事育児等参画促進事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料9ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の、「i 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「iii 男女がともに働きやすい環境の整備」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、男女がともに家庭と社会生活を両立できる環境を整えることを目的としており、イクボスの普及による職場の理解促進や、イクメン・カジメンの普及による男性の家事育児等への参画の意識醸成と理解促進に係る取組を実施しております。

具体的に令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、まずは職場の理解を促進するため、経営者や管理職などを対象にしたイクボスの普及啓発に取り組んでおり、

- ・イクボス推進動画や自己診断ツールの制作、イクボスをテーマにした川柳コンクールの実施
- ・また、子育て応援情報誌への特集記事の掲載を行いました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、イクボス推進動画及び自己診断ツールのリリース、イクボス川柳コンクールの結果発表などについて連続的に展開したことで、各種メディアによる継続的な広報につながり、県民に広く周知することができました。また、県内の事業所へ啓発ツールを配布するとともに、イクボス養成セミナーなどにおいて啓発ツールを活用し、経営者・管理職などの意識啓発へつなげることができました。

その結果、「イクボス」という用語の認知度は、事業実施前の12.1%から、事業実施後は36.1%に大きく上昇いたしました。

なお、令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度は、男性自身の意識改革促進を目的としたイクメン・カジメン啓発ツールを制作するほか、令和元年度に制作したイクボス推進動画などを合わせて情報発信することで、効果的な事業推進を図ります。

事業群評価調書の4ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、これまでに制作した啓発ツールを効果的に活用し、職場の理解促進と家事育児等のシェアの促進に取り組むとともに、各市町及び協力企業などにおいて啓発素材としての更なる活用を促すことから「改善」と評価しております。

以上で、「男性の家事育児等参画促進事業」の説明を終わります。

3 幸せ家族ライフデザイン応援事業

次に、「幸せ家族ライフデザイン応援事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料11ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「i 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「iii 男女がともに働きやすい環境の整備」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、女性のキャリア形成への意識醸成や、家庭と社会生活の両立に向けた家庭内での家事育児等のシェアを促進することを目的としており、大学生及び子育て期の夫婦向けのセミナーを実施しております。

具体的に令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、大学生及び子育て期の夫婦を対象に、ライフデザインの重要性やキャリア形成についてのセミナーを開催し、

- ・ 大学生向けセミナーにつきましては、延べ570名の学生に受講していただき、
- ・ また、夫婦向けセミナーにつきましては、延べ27名に受講していただきました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、セミナー後のアンケートでは、家事育児等の家庭内シェアの必要性の理解度は97.5%となり、意識の醸成につながっております。

さらに、大学生へのアンケートでは、56.5%に女性の継続就業への理解が図られました。

なお、令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度は、引き続き、大学生向けセミナーを実施いたしますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から踏まえた実施方法・実施時期を検討しているところです。

なお、夫婦向けセミナーについては、事業の選択と集中の観点から、令和元年度で終了とし、令和2年度からは別事業において、キャリア形成セミナーを実施することいたしました。

事業群評価調書の4ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、令和2年度に実施したセミナーのアンケート結果や、新型コロナウイルス感染防止の観点から踏まえた実施方法・実施時期を再検討し、必要に応じて事業構築の検討を行うことから「改善」と評価しております。

以上で、「幸せ家族ライフデザイン応援事業」の説明を終わります。

4 女性の再就職応援事業

次に、「女性の再就職応援事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料13ページをご参照

ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「ii 女性のライフステージに応じたきめ細かな就労支援の実施」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

なお、本事業群の取組項目のなかで、本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、女性の就業促進を目的としており、「ウーマンズジョブほっとステーション」において女性の就業を総合的にサポートしております。

具体的に令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、就職に関する相談、就職支援セミナー、起業相談などに取り組んでおり、育児・介護などで制約が多い女性の就業について、相談者一人ひとりに寄り添った支援を実施いたしました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、ライフステージに応じたきめ細かな就業支援を実施した結果、県内で523人の働きたい女性を就業につなげることができました。

なお、令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度は、引き続き、ウーマンズジョブほっとステーションにおける就業相談などを実施し、働くことを希望する女性への支援を行ってまいります。

また、利用者の利便性を図るため昨年度から開始したオンライン相談の利用拡大を図る取組を実施しているところです。

事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、本事業は令和2年度で終期を迎えることから「終了」としてありますが、就業を希望する女性に対する幅広い支援のあり方について、これまでの事業を踏まえ検討してまいります。

以上で、「女性の再就職応援事業」の説明を終わります。

5 企業における女性活躍推進事業

最後に、「企業における女性活躍推進事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書3ページと、事業に関する補足説明資料15ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「iii 男女がともに働きやすい環境の整備」及び「iv 女性の人材育成と活躍促進」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

なお、本事業群の取組項目のなかで本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。

15ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進を目的と

しており、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や、経営者等の意識改革促進、女性管理職の登用に向けた人材育成支援などを実施しております。

具体的に令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して、一般事業主行動計画の策定支援や、ながさき女性活躍推進会議と連携した各種事業に取り組んでおり、行動計画の策定支援につきましては、計画策定にかかる説明会などを実施いたしました。

また、ながさき女性活躍推進会議と連携した事業のうち、経営者セミナーには59名が参加され、また、管理職登用に向けた女性人材育成講座につきましては、90名が参加し、受講者の満足度は約96%となりました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、一般事業主行動計画策定に係る説明会、及び経営者セミナーを通して女性活躍への理解促進を図るとともに、ミドルマネジメント講座受講者においては、管理職になることに対して気持ちの変化が見られ、9割以上の方が前向きになるなど、女性人材の育成に寄与したと考えております。

なお、令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度は、女性活躍推進企業の見える化の強化に加えて、経済団体、労働局などとの連携を強化し、行動計画策定企業の増加へ引き続き取り組むほか、ながさき女性活躍推進会議においては、新たに、若手社員を対象としたライフデザインセミナーや、女子大学生等による女性活躍推進企業への訪問などの取り組みを実施しているところでございます。

事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、本事業は令和2年度で終期迎えることから「終了」としてありますが、「男女がともに働きやすく、自己実現をめざせる長崎県づくり」につながる施策の在り方について、これまでの事業を踏まえ検討してまいります。

以上で個別事業の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

質疑応答（審議事業Ⅰ（男女）_各事業について）

（赤石委員長）

ありがとうございました。

それではまず、今説明があった、5つの事業について、質疑応答を行い、その後、事業群全体を見渡しての質疑という形で進めたいと思います。

今説明があった5つの事業について質疑はありますでしょうか。

事業群全体はまた後程やりたいと思います。

それでは委員の皆様よろしくお願いいたします。

(芹野副委員長)

先に事業の中での補足というか、わからなかった部分をご説明いただければと思います。

まず、事業名で言うと男性の家事育児等参画促進事業、この成果指標に目標ということで、家庭生活において男女が家事育児等協力して行っていると思う人の割合と書いてありますけど、これはどういう中での、どういう割合をおっしゃっているのか、この数字の根拠は何なのかというのを改めて教えていただきたいということと、この中で、イクボスであるとか、そういった言葉が使われておりますが、これがいわゆる社会の中において、一般的なのかというのを、教えてください。

それと、地域の幸せ家族ライフデザイン事業と応援事業の中で、夫婦向けセミナーが4回やって、延べ27名というふうになってますけど、数だけ見ると結構少ないなあなんて感じてるんですけど、これが少なかった理由であるとか、これが少なくないんだということであれば、それについて補足をしていただきたいなと思っています。

同じく、女性の再就職応援事業の中で、ウーマンズジョブほっとステーションを作って巡回相談したところ、県内で523人の就業につなげることができたという、この523人の意義というんですかね。これやらなければ523人が就職できなかったとらえていいのかどうか、この辺りがわからなかったので、補足説明していただければと思います。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでは、3点ですね。

事業名で言えば、「男性の家事育児等参画促進事業」、次に「幸せ家族ライフデザイン応援事業」、
「女性の再就職応援事業」について、それぞれ質問が出されたと思いますけども、その質問についてお答えいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

(男女参画・女性活躍推進室)

どうもご質問ありがとうございました。

まず1点目の9ページに関する成果指標には、「家庭生活において男女が家事や育児を協力して行っている人と思う人の割合」ということで、設定をさせていただいております。

夫婦がともに家事育児を担うことは、女性の活躍推進に繋がることから、この成果指標を設定しております。やり方といたしましては、県民意識アンケートにより、元年度に調査した結果を基準値として設定しております。より深く、そこを見ていくため、令和2年度は、対象年齢を20から59歳とし、子育て世代からある程度キャリアを積んだ方までの対象年齢に絞りまして、その中で、ともに家事や育児を協力しているかどうかを、成果指標として設定することが適切であるという判断のもとから、この成果指標を設定させていただいております。

二つ目の、イクボスという言葉につきましては、これは全国的にはもう一般的に認知されていると言われております。

N P Oのファザーリングジャパンの方が提唱し、厚生労働省でも取り組んでいるイクボス推進ですが、イクボスにつきましては長崎県では、取り組みが全国でもかなり遅れているということから、普及啓発を進め、職場のマネジメントを行う管理職、経営者層、そういったところに届くような取り組みということで、あえてイクボスという言葉を前面に出して、事業構築をしてきたところでございます。

次に、幸せ家族ライフデザイン応援事業でご質問をいただきました夫婦向けセミナーですが、4回開催し27名が参加したことに対する検証ということですが、これはスキームとして県の方で準備をいたしまして、市町の方に投げかけをいたしました。

それで、実施をしたい市町、手挙げ方式で募ったところ、実施したい3市町におきまして、4回開催したところでは、

1回当たりの参加人数が少ないこともあり、また費用対効果も勘案し、この事業につきましては、令和元年度で見直しを図り、本年度からは、同じようなキャリア形成に係る意識啓発セミナーを、別事業で展開することといたしました。

それから、四つめの女性の再就職支援についてのご質問のウーマンズジョブほっとステーションの令和元年度の就職者数523人の数値が持つ意義というところでございます。ウーマンズジョブほっとステーションの目的としましては、就職をすることに対して不安を抱えている方、また、就職したいという明確な意志まではないけれども、ちょっと、もやっと考えているような方、そういった方々を受け入れまして、適性診断やキャリアコンサルタントによるカウンセリングそれから就労支援などを行い、本人が希望する時期に就職につなげるという取り組みをしております。

すぐに就職したいと言われる方ばかりではなく、子供が大きくなって、例えば3年後4年後5年後に就職したいということで、相談に訪れる方も多くいらっしゃいます。

そういった方々を、長い目でケアしながら就職につなげていくという取り組みを、地道にはありますが、やっております。

その結果、毎年大体コンスタントに、400から500名ほどの就職者があり、これまでに2000名を超える就職者がいらっしゃいますので、一定の成果、効果はあるということで判断しているところでございます。

(芹野副委員長)

ありがとうございました。

すいません追加になるかもしれませんが、この「家庭生活において思う人の割合」の45.2%というものが、いいのか悪いのか、今のご説明だと県民アンケートの元年の数値から取ったということだったんですけど、これはもともと、どのぐらいの数字を、45.2%にしたいとか、何かそういったものがあつたのか、これが達成できたからこの事業の成果指標として達成率が100%と見ていいのかどうか、というところの指標の根拠がよくわからなかったの、それをお尋ねしたところでは、

それから、イクボスの認知度というのも、先ほど、全国的には一般的に知られてて、長崎だけが少し遅れてるんだというご説明だったわけですが、例えば、もし数値とかでわかれば全国的にはこのぐらいの認知

度があるというものがあつた上で、長崎の 12.1%を、36.1%に上げたんだというようなところがないと、数字としての比較が、難しいので、それを取って成果というようなことは、判断がしにくいなと感じましたのでご質問しました。

それから、延べ 27 名の手挙げ方式って言うところだったんですが、この幸せ家族ライフデザイン応援事業の成果指標が、理解度だけになってるんですね。せっかくこの、いわゆる大学生向けとか、夫婦向けセミナーとか、今、有吉室長さんがおっしゃられたように、予定より少なかったということであれば、せっかく実施されたのであれば参加することに意義があるというふうに思いますので、参加者数とか、そういったものを、成果指標にも上げることができたのじゃないのかなと思ったものでご質問したということとところです。

最後のところも、ウーマンズジョブほっとステーションができなければ、毎年の 400 から 500 名の方が、就職が困難であつたということと理解していいのか、それとも、どのみち就職はされたけど、より寄り添った相談が、できたんだということが、成果なんだということであれば、そういうことがわかるようなご説明なり、評価調書を作られたらどうかというのをちょっと感じた次第です。

(男女参画・女性活躍推進室)

ありがとうございました。

まず 1 点目の、指標の設定につきましては、全国値を参考にしたところでございます。

内閣府の、男女共同参画社会に関する世論調査、これは、令和元年度に実施しているんですが、その中に、表現はちょっと違ってきますけれども、「家庭生活における男女の地位の平等感」というものがございまして、この調査結果の数値を参考といたしました。この調査結果では 47.5%という数値が出ておりましたので、最終目標年までに、全国値以上を目指すべきという考えのもと、設定をしたところでございます。

それから、イクボスの認知度につきましては、事業実施前から事業実施後は 12%から 36%に上がっておりますが、全国的な認知度を参考にすべきではないかというご提案に関しましては、全国的な認知度の数値は、公表されているものがなく、参考にすべきものがないという状況でございました。

それから、幸せ家族ライフデザイン応援事業の夫婦向けセミナーにつきましては、やはり参加者が少なかったところから、理解度よりも参加者数、参加することに意義があるので、参加者数を成果指標とするべきではないかというご提案でございますが、事業実施前に、指標を設定するため、どのぐらい市町が事業を実施するか、どのぐらいの方に参加していただけるのか、指標を設定した時点では、掴みにくいところもございましたので、参加者の理解度というところで、指標の設定を事前にしたというところでございます。

それから、最後に、ウーマンズジョブほっとステーションですけれども、ここを通さずとも就職できたかどうかということについてはわかりません。

ウーマンズジョブほっとステーションを通さなかった場合、もしかしたら、そのまま諦めて就職をされない方の中にはいらつしたかと思います。ウーマンズジョブほっとステーションで、相談者の気持ちに寄り添った支援をずっと途切れなくキャリアカウンセラーがした結果、就職ということに対して前向きな気持ちになって、

就労に繋がった方々が、昨年度 523 人いらっしゃいましたので、そこをもって、ウーマンズジョブほっとステーションの存在意義はあるのではないかと考えております。

(赤石委員長)

ほかの委員の方は何か質問ございますか。

(能本委員)

取り組みのですね、男女共同参画基本施策の推進事業のところ、男女共同参画推進委員とか、男女共同参画アドバイザーということが出てくるんですけども、こういった方々の役割とか条件とか、どういった方々がなられているのかというところを、知識として知らなかったものですので、教えていただければと思います。

(男女参画・女性活躍推進室)

推進員とアドバイザーの役割でございますけれども、地域に根差した男女共同参画の推進をしていただくということで、生活圏内における、啓発活動をやっていただいております。

大きなところでは、例えばイベントの企画、それから実施。そういったものをやっていただく一方で、生活圏内で、例えば、スーパーとか病院とか、日頃利用されている施設等へのチラシの掲出のお願いをしていただくことで、県だけで広報をしてもなかなか届きにくい部分がありますので、そこを各地域において、きめ細かに広報する役割として、推進員・アドバイザーを位置付けております。

この推進員・アドバイザーですけれども、推進員の任期が終わった後、アドバイザーに就任していただくことにしております。

今年度、仕組みを見直したところですので、新しい仕組みをご説明いたしますと、推進員は任期を 1 期 3 年ということにいたしました。草の根的な活動していただく方をどんどんどんどん増やしていきたいということで、再任なしの 1 期のみ 3 年ということに見直しました。

配置人員も、これまでは 26 名でしたが、全県下で推進していくには、人数的にはこれでは弱いなというところがありましたので、各市町の本所とか支所の単位で 1 名ずつ、市町の方から推薦をいただいて、県において任命するよう見直しをいたしました。

アドバイザーにつきましては、推進員を卒業した方という位置付けになります。

応援団という位置付けになりますので、ご本人に了解していただければ、無期限でアドバイザーとして就任していただき、引き続き、男女共同参画の地域での普及を担っていただく。そういう位置付けで、配置をしているというところでございます。

(能本委員)

その推進委員の方というのは、何かしらそういった男女共同参画に関したりするボランティア、もともとやっておられたりとか、そういうところに興味関心のある方を市町の方で任命をしているというところなのか、あ

いは、推進をしながら、そういった意識を持った人を育てていくという意味合いもあって、特にそういった、活動の背景とかというのは関係なく選ばれているのかというのは、何かご存知であれば教えてください。

(男女参画・女性活躍推進室)

市町の方から推薦で上がってきますのは、学校教育経験者が多く見受けられるところではございますが、こちらとしてはそういったフィルターは一切関係なく、まずは推進員になってください、推進員になっていただいたら、そこから男女共同参画について、学んでいただく研修を県の方で行い、その知識をつけていただいて、各地域で推進をしていただきますという仕組みをとっておりますので、まずは誰でもというところで、市町にはお話をしているところです。

(能本委員)

どうもありがとうございました。

(内田委員)

お疲れ様です。

今までの、こういった施策もそれから今後に向けての取り組みも、時代がコロコロと変わっていく中で、非常にご苦労されている事業がたくさんあるというふうに、感じています。

まず一つ感じたのが、ウーマンズジョブほっとステーションの件です。

ある一定程度の成果は出されていっているとは思んですが、ただやっぱりこれも時代に応じての変化が必要になってきて、特にこの新型コロナウイルスの環境下では、女性が働く環境というのが、がらりと変わってしまうであろうなというふうに思っています。

本当ならば、多分この、ウーマンズジョブほっとステーションも、例えば西洋館の1ヶ所に置くのではなく、本当は、各地域のハローワークに存在をして、そこで女性が子供を連れて、多分そういったハローワークさんも別部屋を取って、そういった対応されてるところもあるかと思うんですが、そういったところと連携されつつ、きめ細やかな対応をしていくというのが、多分本来の姿だろうなというふうに思ってますし、この数字が、今までで2000人近く、就労できたということが多いのか少ないかというのは、多分、別にしとしても、今後、これをさらにどういうふうにしていくかということが今後の課題なのかなというふうに思っています。

一つ、また気になったのが7ページの、多分この男女共同参画社会に向けての県民意識調査の実施というのもあるんですが、これもペーパーとかで、まだされているんですかね。ネットとかでされてるんですか。

(男女参画・女性活躍推進室)

調査結果はネットで、公開しております。印刷物は作成しておりません。

(内田委員)

よかったです。

もう数年前からそこは躍進をしたところで、これも口酸っぱくずっと言ってたところなので、多分、紙ベースでアンケートをとっても今 20 代の子たちは、返事はしてくれないだろうし、多分 20 代と 40 代 50 代の、私たち世代の女性の間でも大きく意識が違ってくるので、そこを綺麗に炙り出すという点ではやっぱりネットを駆使して欲しいなと思っています。

それと、イクボスに関してなんですが、これも、私はもう時代がそろそろ変わりつつあって、ある意味女性の敵は女性であるところもあるよねというのは多分有吉室長もよく、お分かりなっているところかなあというふうに思うので、イクボスばかりを育てるのではなく、それこそ働きやすい環境を作っていくのであれば、女性同士の意識の高め合いというのも、もうそろそろ必要になってきて、そこも前面に私は出してきてもいい時代に入っているのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、例えば、セミナーが先ほど 4 地区で、27 人しか、参加できなかったということなどは、もっともっと、手挙げ方式ではなくって、例えば、学校などの PTA のところにぶら下がりてほんと持って行って、女性活躍推進の話をしたりとか、そういったことも、必要なかなあというふうに思いますし、結局こういう 27 人集まった方は、割と意識の高い人ばかりで、意識の高いところに向けてその話しても何の成果もないわけで、意識がないところに向けてどうやってそのセミナーを開催していくかということが必要なのかなというふうには思うので、その成果を出そうと思ったら、やっぱりいろんなところにぶら下がったり連携したりということが必要になってくるのかなというふうに思っています。

非常に本当に難しい施策ばかりで、結果を出すというのが本当に、私もおつき合いをさせていただいた期間もあるので、行政として結果を出していくところが非常に難しい課ではあるとは思いますが、今後も期待しています。

ちょっと辛口を言えば、幸せ家族ライフデザイン応援事業、この名前ももうそろそろ古臭いんじゃないかなというふうに思ってるので、こういったネーミングもやっぱり大切だというふうに思います。

興味を引くようなネーミングをつけられるかで、県民の引き寄せられる率というのは違ってくるのかなというふうに思うので、この辺もセンスを磨かれることを期待しております。

以上です。

(赤石委員長)

ありがとうございました。

それで、ちょっとですね、時間押しているのも、もう事業群全体も含めてですね、ご議論がある方は、議論していただければというふうに思っています。

質疑応答（審議事業Ⅰ（男女）_事業群全体について）

（芹野副委員長）

そしたら事業群全体でということ意見と、質問といいますか、この女性の活躍推進、生きがいを持って、活躍できる社会を作るというのはいわゆる、他の部署さんがやられてるような、いわゆる県の事業というよりは、運動だと思うんですね。

この運動もどうやるんだというのは、やっぱり出発点があって、年内で終わりということではなくて、これは何年も続けていくことによって、人それぞれの考え方とか、社会のあり方が変わっていくんだということの一つをなされてるのかなと感じています。

その時に、5年間をかけて、平成28年から令和の2年まで5年間を一つの区切りとして、事業をされていらっしゃると思うんですけど、やはりこの運動であれば、この5年間の中で、5年間を経て、何がどう変わっていったのか、どう変えようとしていたのかというようなのは、他の事業と違って、この事業群評価調書のどこかに書いてあってもいいような気がするし、この運動というのは、この令和2年以降も、やはり別の形で続いていくということだと思うので、それを何らかの形で引き継いでいけるようなことを、評価調書の中に書かれていってはどうかなというふうに思いますので、ご検討等をお願いしたいと思います。

（赤石委員長）

それは、事務局の方、ご質問があった中身について書ける欄、事務局側としてはこういうところに書いて欲しかったんだということございますか。

5年間をまとめた形での、評価ですね。そのところ、こういうところに書き込んでほしかったという、A3の調査の見方という説明がありましたけれども、そのところでちょっと説明していただければと。もしなければそれは、一つ事務局に対する出された課題でもあるので、そのところちょっとお答えいただければと思います。

（事務局）

5年間の活動といいますか、事業の部分というとその事業群の指標の横のところの進捗状況の分析というところはございます。こちらは事業群いろいろ指標の部分だけではなくても、全体的なこの事業群についての事業の進捗を書く欄になりますので書くとしたらこちらの方に、書いていただければと、いうふうに考えております。

分析した結果ですね、今後どういうふうなことを考えていくということまで含んでですね、書いていただくことは可能だと考えておりますので、こちらの方にかければと思っております。

（赤石委員長）

今後ですねそういうところも、こういう場所に書いてくれということで事前に説明していただければ、各担当の局が、書いていただけると思います。

今後なんですけども、長崎市というのは、女性の人口流出が、非常に大きな課題になっていて、特に20、30代というところが急激に、福岡へ急激に流れているという現状で、県の統計課がアンケート調査をやった中で、実際に長崎に住みづらさを女性が感じている。

要するに、結構、富山とか北陸の方は、共稼ぎのそういうものに対して理解がかなり高いんですけど、長崎の場合はやっぱり重厚長大産業にもたれかかってきた、そういう地域的な特質があるので、どうしても男は外で、女は内だという意識が、結構ずっと時代的に長くあって、それをおそらくこの事業というのは、少しずつ変えていかないと、女性の流出というところに歯止めがきかないぞという、おそらくそういう長期的な、その意識を変えていこうという、そういう取り組みなんだろうというふうに思うので。

自分たちの大きな目標がどこにあるのかというところを見失わずにやって欲しい。そうしなければ、おそらく、どんどんどんどん若い世代というのは、長崎から出ていってしまうという、そういう悪循環を引き起こしてしまいかねない。

そのところも少し意識された上で、今後も考えてもらえればなというふうに思います。

本当は、もう少し意見も聞きたいところではあるんですけども、この事業群に関する本日の審議は、終わりとさせていただいてですね、時間が押していますので、5分間だけ休憩を入れさせていただいてですね。後半の審議は、15時5分ぐらいから、開始したいと思います。よろしくをお願いします。

ネットで繋がっている小西さんと、山中さん今の事業群に対してですね。個別にご意見、或いは質問等々ございましたら、メール等で事務局の方に、お寄せいただきますと、次回の議論にまた反映させていただきたいというふうに思っています。

よろしくをお願いします。

基本戦略・施策の概要（インフラ）

（事務局）

長崎県総合計画の審議対象部分を抜粋した資料の1ページの総合計画の体系をご覧ください。

これから審議する事業群とこの後審議予定の事業群は同じ基本戦略10でありますので、併せて説明させていただきます。

基本戦略10「にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する」は、将来像の5番目、「安心快適な暮らし広がる長崎県」の基本戦略に位置づけられており、この基本戦略10を推進するために、右に掲げている①～④の4つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、施策③「インフラの長寿命化の推進」の事業群1つと、この次に審議予定の施策④「ながさきICT戦略の推進」の3つの事業群についてご審議いただくことになります。

7ページをご覧ください。

将来像『安心快適な暮らし広がる長崎県』の基本戦略10による具体的な将来像の内容として

- ・ 高速・広域交通体系の確立により、さらなる観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化の実現
- ・ 交流人口や貨物量が拡大
- ・ 公共交通が維持、地域交通の不安解消
- ・ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新等の実現による安全・安心の確保
- ・ 県内全地域での超高速情報通信ネットワーク環境の整備
- ・ ICTの利活用の推進による県民サービスの向上、地域の活性化などを掲げており

その背景についてはその下に記載されておりますが

- ・ R4年度新幹線開業
- ・ 地域公共交通を取り巻く厳しい現状
- ・ インフラ老朽化に対する不安感
- ・ 日常生活の様々な分野でのICT（情報通信技術）の深い浸透等がございます

これらを踏まえ、

右側の（3）の「インフラの長寿命化の推進」と9ページの「ながさきICT戦略の推進」を含む4つの施策を展開しております。

次に、今から審議する事業群が含まれる施策の説明です。

8ページをご覧ください。

該当施策の「インフラの長寿命化の推進」につきましては、

- ・ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新等の実現により安全・安心が確保されている。

という姿を目指し、成果指標としましては、予防的な補修により安全性が保たれた橋梁の割合を令和2年度までに100%とする目標を掲げております。

その実現に向けては、その次にある、「①インフラの戦略的な維持管理、更新の推進」を取り組むこととしており、今回この事業群についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

審議事業群Ⅱ（インフラ）_事業群説明

【審議対象事業群Ⅱ】

基本戦略 10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

施策（3）インフラの長寿命化の推進

事業群 ① インフラの戦略的な維持管理、更新の推進

（道路維持課）

道路維持課から、事業群「インフラの戦略的な維持管理、更新の推進」について概要を説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 1 ページと、長崎県総合計画の 8 ページをご参照ください。

本事業群は、新総合計画において、

戦略 10 「にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する」

施策（3）「インフラの長寿命化の推進」に位置づけられる事業群です。

本事業群についての取組内容は、評価調書 1 に記載のとおりで、「インフラを安全に、より長く利用できるよう、国及び県の指針に基づき、計画的で適切な維持管理や更新によってトータルコストを縮減し平準化を図ること」となっております。

この事業群を代表する指標として、橋梁の補修実績数という項目を設定し、最終年度である令和 2 年度に 221 橋の補修を完了するという目標を掲げ、これを達成するべく、大別して記載の 5 点の取組項目のもと、20 個の事務事業をそれぞれ実施しております。

現在の事業群の進捗状況については、指標としては、「順調」でございまして、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき集中的な投資等が効果的に働いたことで計画通りに事業が進んでいると分析しているところでございます。

それでは、本事業群の取組項目について説明いたします。

まず第 1 点（i、「橋梁、トンネルの維持管理更新」）についてでございますが、これは、道路の安全性向上に寄与すべく、平成 26 年度に策定した「長崎県橋梁長寿命化計画」、「道路トンネル維持管理計画」並びに「長崎県舗装維持管理計画」に基づく計画的な補修をはじめ、パトロール点検による緊急補修、県管理道路並びに関連施設の維持管理及び整備、管理瑕疵による賠償他さまざまな対策に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、評価調書 2 に記載のとおり事業番号 1 「橋梁の維持管理更新（橋梁補修費）（公共）」から事業番号 1 1 「道路管理事務費」まで計 1

1 事業ございます。事業内容については、これ等のうち公共事業のため今回審査対象から外れております事業番号 1 と事業番号 2 を除いた 9 事業を後ほど説明申し上げます。

次に取組項目の第 2 点（ii、「港湾施設及び県管理空港施設の維持管理更新」）についてでございますが、これは、港湾施設及び県管理空港施設において、港湾法や航空法など各法令等に基づき適正に管理することで、港湾・空港機能の維持増進や安全性の確保に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、（事業群評価調書 3 ページ）評価調書 2 に記載のとおり事業番号 1 2「空港維持管理費」から事業番号 1 6「対馬空港整備費（公共）」まで計 5 事業ございます。事業内容については、これ等のうち公共事業のため今回審査対象から外れております事業番号 1 6 を除いた 4 事業を後ほど説明申し上げます。

なお、第 3 点（iii、「県営住宅の維持管理更新」）と第 4 点（iv、「ダム、水門、樋門の維持管理更新」）につきましては、事業内容が全て公共事業であるため今回審査対象から外れております。

最後に第 5 点（v、「道守制度の活用」）についてでございますが、これは、長崎大学と連携して、道路施設の点検に必要とされる高度な技術力を持つ橋梁点検実施者の育成に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としましては、（事業群評価調書 4 ページ）評価調書 2 の一番最後に記載のとおり事業番号 2 0「道守育成事業」がございます。事業内容については、後ほど説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や事務事業同士の関連づけ等については、8 ページに別紙として説明を添えておりますので、このあと個別の事務事業を順にご説明する際に、ご参照いただければと存じます。

事業群評価調書をめくっていただき 5 ページをご覧ください。「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」のところでございますが、個別事業ではなく、本事業群の取組全般を総括して実績を検証し、取組項目ごとに整理しました。それぞれの施設の維持管理につきましては、「長寿命化にかかる各種計画」並びに「点検に基づく補修工事」等が適切に行われた結果、事故につながるような管理瑕疵は見られなかった事から一定評価できると考えております。しかしながら「インフラ施設等の老朽化」の状況は進行し続けておりますので、解決の方向性として、今後も計画的な維持管理を進めていくうえでコストの縮減並びに平準化を図るとともに、大規模改修を見据えながら必要とする予算の確保に努めるということを考えております。

以上を踏まえ、事業群評価調書 6 ページ「4. R 2 年度見直し内容及び R 3 年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別の事業の具体的な見直しの方向を検討しておりますが、後ほど順にご説明させていただきます。

（道路維持課）

引き続き、個別事業について説明させていただきます。

審議事業群Ⅱ_各事業説明（インフラ_道路維持）

3 橋梁補修事業

まず、道路維持課から事業番号3「橋梁補修事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料9ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。9ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、「県下のインフラの老朽化が急速に進む中、橋梁を健全に維持管理していくこと」を目的としており、公共事業では対応できない内容や小規模で応急的な対策を実施しております。

なお、老朽化の状況につきましては、10ページに橋梁の状況を示しておりますが、（左上）棒グラフのとおり昭和30年から昭和50年に建設された橋梁が多く、全体の39%を占めております。また、建設後50年を経過した橋梁は（右上）円グラフのとおり現在全体の33%を占めておりますが、10年後には52%と急速に増加することとなります。

元年度の実施状況でございますが、（補足説明資料）9ページに記載のとおり、県内6橋に対し応急補修等を実施しました。具体的な事例としましては、資料の10ページ（下半分）の写真をご覧ください。南島原市北有馬町の国道251号新田橋において、橋面舗装の痛みが著しく、雨水の浸透などにより劣化の進行が懸念されたため、応急的に橋面舗装の補修を行ったところでございます。このほか、（補足説明資料）9ページに記載のとおり、

- ・ 一般国道382号（対馬市上対馬町大浦）のボックスカルバートにおいて、頂板の応急補修
- ・ 一般国道202号（西海市小迎郷～佐世保市針尾東町）の西海橋において、今後の長期的な維持管理方策を検討するための現地足場の設置
- ・ 主要地方道佐世保吉井松浦線（佐世保市吉井町福井）の狸山橋において、伸縮装置の応急取替
- ・ 主要地方道有川奈良尾線（新上五島町東神ノ浦郷）の神ノ浦橋において、耐荷重が不足している高欄の取替え
- ・ 一般国道384号（五島市岐宿町）の鯛川橋において、橋梁点検を緊急的に追加

といった内容を実施いたしました。

この事業の成果についてでございますが、応急補修や取替等の実施により、路面の段差解消や雨水の浸入による劣化の進行が抑制されることなどによって、橋梁の安全性向上や長寿命化に寄与しているものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R2年度は、記載のとおり、一般県道平瀬佐世保線の宮崎跨線橋における線路への落下物防止網の設置など県内7橋に対し応急補修等を実施することとしています。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があることから、今後も本事業を継続し、橋梁補修を行うことで道路の安全な利用を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

次に、事業番号4「舗装補修事業」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料11ページを参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。11ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、通行車両の安全で快適な走行を確保するとともに利用者と地域の利便性の向上を図るために、県が管理している2,450kmに及ぶ道路の舗装面における効率的な維持管理を行うことを目的に舗装補修を実施しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、県内95箇所において延べ22.5kmの舗装補修を実施しました。

この事業の成果についてでございますが、舗装補修の実施により路面のひび割れやわだち掘れの解消に繋がったことから、道路通行の安全性向上に寄与出来ていると考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R2年度は、県内112箇所において延べ22.1kmの舗装補修を実施することとしています。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があるため、今後も本事業を継続し、予防的補修に移行できるよう、早期に補修が必要な箇所から重点的に舗装補修を行うことで道路の安全で快適な利用を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

5 舗装調査費

続きまして、事業番号5「舗装調査費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料12ページを参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、路面性状測定車を用いて路面の健全度を把握することで、将来の舗装劣化を推計し、計画的な舗装補修を行い、ライフサイクルコストの低減を図ることを目的としており、調査結果等のデータを舗装維持管理システムで管理し、舗装台帳として機能させております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、本土4地区におきまして点検サイクルに基づき、延べ257kmの路面性状調査を実施しました。

この事業の成果についてでございますが、舗装維持管理計画では、長期的なライフサイクルコストの最適化を図るため、道路の交通量等に応じて、舗装補修の管理方針を健全度により設定しています。舗装調査の実施により、この管理方針に応じた最適な舗装補修計画の立案に繋がりました。

なお、元年度の実績を踏まえ、R2年度は、長崎地区と五島地区において延べ147.1kmの路面性状調査を実施することとしています。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があるため、今後も本事業を継続し、最適な舗装補修の計画立案によりライフサイクルコストの低減を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

6 トンネル安全施設費

引き続き、事業番号6「トンネル安全施設費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料13ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。13ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、交通事故の防止に努め、安全を図ることを目的としており、県で管理している140本のトンネルを適切に維持管理するため、特に交通量の多いトンネルにおいて、トンネル内の照明灯等の清掃や更新、非常用施設の定期点検などを実施しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、県内で特に交通量の多い長崎地区におきまして、

- ・ 一般県道長崎芒塚インター線において、1トンネルの照明灯の更新
- ・ 主要地方道野母崎宿線において、1トンネルの照明灯制御板の修繕

を実施しました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、照明施設等を適切に維持管理することで、県内140本のトンネルにおいて、照明施設の照度不足等に起因した管理瑕疵事故は発生せず、事故の抑制に寄与しているものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R 2 年度におきましても長崎地区の一般国道499号におきまして、1トンネルの照明灯の更新と3トンネルのトンネル覆工の清掃を実施しているところです。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者としてトンネル照明灯などを適切に管理する義務があることから、今後も本事業を継続し、照明施設を適切に維持管理するといった理由から「現状維持」と評価しております。

7 道路維持補修費

続きまして、事業番号7「道路維持補修費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書2ページと、事業に関する補足説明資料14ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。14ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、道路の安全性を向上することを目的としており、道路の異常個所の緊急補修や支障物等の除去、道路の除草や路面凍結の融雪作業等、落下物の回収及び道路利用者による苦情処理などの道路の維持管理を実施しております。

参考としまして、道路法第42条においては、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、県内延べ約62万kmに渡り道路パトロールを行い、2,248件の異常を発見いたしました。なお、パトロールの頻度につきましては、道路の交通量により定められておりまして、

- ・ 1日5,000台以上の路線 1週間に3回
- ・ 1日1,000～5,000台以上の路線 1週間に2回
- ・ 1日1,000台未満の路線 1週間に1回

としております。

パトロール中に発見した穴ぼこなどの異常箇所につきましては、対応が可能なものはその場で補修を行い、またその場で対応できないものについては、日誌として記録したうえで、優先順位の高いものから補修を実施いたしました。

このほかにも道路利用者や沿線住民などからの異常の通報や苦情などにも対応いたしました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、定期的な道路パトロールにより、台風等による倒木、野生動物による小規模な落石、穴ぼこ等の舗装損傷、落下物、側溝の詰まり、道路にはみ出ししている草木など、道路上の異常を早期に発見し、措置することで、道路の安全性が向上し、管理瑕疵事故等の抑制に寄与しているものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R 2 年度も継続して道路パトロールを行い、異常を早期に発見し、早期に措置を行うことで、道路の安全性の向上に努めます。また、近年各地で大雨災害が頻発していることから、出水がある法面や側溝の溢れ箇所などを異常気象時前にパトロールを実施し、法面の状態や側溝の詰まりなどを確認することで、減災につなげる取り組みについても注力してまいります。

事業群評価調書の 6 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として道路を適切に管理する義務があることから、今後も本事業を継続し、道路の安全な利用を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

8 道路照明灯管理費

引き続き、事業番号 8「道路照明灯管理費」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 2 ページと、事業に関する補足説明資料 1 5 ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の i「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。1 5 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、県管理道路の道路照明灯 8,203 箇所、及びトンネル 140 本の照明灯を点灯することで夜間などに道路を利用する車両や歩行者の安全を図ることを目的としております。なお、照明灯については、夜間パトロールなどにおいて点灯の確認を実施しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、道路照明灯を適切に点灯することができました。また、道路維持補修費においてご説明しました道路パトロールにより、球切れや設備不良に対し早期に対応することができました。

このことから、この事業の成果についてでございますが、トンネルや交差点部などにおける照度不足により視認性が確保できなかったことなどに起因する管理瑕疵事故などが発生しておりませんので、夜間などの道路利用者に対する安全性向上に寄与しているものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R 2 年度も引き続き道路照明灯を適切に点灯し、道路の安全性を確保していきたいと考えております。

事業群評価調書の 6 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者の安全性を図る義務があることから今後も本事業を継続する必要があるといった理由から「現状維持」と評価しております。

9 道路清掃委託費

次に、事業番号9「道路清掃委託費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書3ページと、事業に関する補足説明資料16ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。16ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、県管理道路（約2,450km）を常時良好な状態に保つように維持することを目的としており、路面やガードレールの清掃を実施しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、まず、路面清掃につきましては、交通量の少ない山間部などを除いて県管理道路のほとんどの区間で毎年実施しております。次に、ガードレール清掃につきまして、本土地域を2地区（1：長崎・県央・県北、2：島原・田平・大瀬戸）に区分して1年おきに実施しており、汚れによりガードレールの視認性が低下している区間など必要性が高い区間を抽出して実施することとしております。なお、令和元年度は、島原・田平・大瀬戸地区で実施しました。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、路面等の清掃を適切に行い、粉塵・固形ゴミなどの除去や、ガードレールの視認性を向上することができたことで、落ち葉によるスリップ事故、固形ゴミなどによるタイヤパンク事故、ガードレールの視認性低下に起因する事故などが発生せず、道路の安全性向上に寄与できたものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R2年度も引き続き、路面清掃は例年どおり実施し、ガードレール清掃は長崎・県央・県北地区で実施することとしています。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、道路管理者として路面やガードレール等の施設を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し道路の安全な利用を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

10 道路緑化維持・整備景観費

続きまして、事業番号10「道路緑化維持・整備景観費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書3ページと、事業に関する補足説明資料17ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。17ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、視距障害や通行障害による事故の発生を未然に防止し、道路の安全を確保すると共に、景観の向上を図ることを目的としており、道路敷の高木や花壇の維持管理や除草等を実施しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、県管理道路における緑化区間194kmにおいて街路樹の剪定及び植栽帯の維持管理を実施し、また、県管理道路のうち1,460kmにおいて除草をそれぞれ実施しました。

この事業の成果についてでございますが、道路敷の高木や花壇の維持管理及び除草等を適切に行ったことで、街路樹等の枝や葉による視距障害や通行障害に起因した事故は1件も報告されなかったことから、事故の未然防止に寄与し、道路の安全確保を図ることができたものと考えます。

なお、元年度の実績を踏まえ、R2年度も同様の取り組みを実施しているところです。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も本事業を継続し、街路樹等の枝や葉による視距障害や通行障害を無くすことで道路管理者として道路の安全な利用を図るといった理由から「現状維持」と評価しております。

11 道路管理事務費

引き続き、事業番号11「道路管理事務費」についてでございます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書3ページと、事業に関する補足説明資料18ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目のi「橋梁、トンネルの維持管理更新」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。18ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際に被害者へ損害賠償を行うことを目的としており、財政負担の軽減と事故処理事務の簡易・迅速化を図るため昭和51年度から道路賠償責任保険に加入しております。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、管理瑕疵を原因とする17件の事故事案に対し、保険を通して損害の賠償を行いました。

このことから、この事業の成果についてでございますが、17件のうち管理瑕疵が認められた14件につきましては被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行いました。残り3件につきましてもR2年度に示談を締結し、賠償を行う見込みです。

なお、元年度の実績を踏まえ、R 2 年度も道路賠償責任保険への加入手続きを済ませたところです。

事業群評価調書の 6 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、適切な道路の維持管理に努めているところではありますが、今後も管理瑕疵を原因とする事故が発生する可能性があるといった理由から「現状維持」と評価しております。

20 道守育成事業

最後になりますが、事業番号 2 0「道守育成事業」について説明させていただきます。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 4 ページと、事業に関する補足説明資料 1 9 ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の v「道守制度の活用」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。1 9 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、道路施設の適切な維持管理のために、長崎大学と連携して道路施設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を育成することを目的としており、長崎大学において道守養成講座（道守養成ユニット）を実施しております。

道守認定者は、既存の社会資本の維持管理・補修の計画および設計を習得し、資料 2 0 ページから 2 1 ページに記載のとおり、「道路の異常の報告・通報」、「道路施設点検（橋梁、法面、トンネル等）への参加」、「道路の清掃等のボランティアへの参加」等の活動を通して、各地域のインフラ長寿命化に貢献しています。

具体的に元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、道守養成講座を計画通りに 2 回開催したところ、道守の認定者数が県内各地区で増加し、予定を大きく上回る累計 402 名となりました。なお、地区ごとの認定者数でございますが、長崎地区：144 名、県央地区：5 6 名、県北地区：5 2 名、その他の地区につきましては記載のとおりでございます。

この事業の成果についてでございますが、道守育成講座の実施により、インフラの維持管理・補修の計画および設計を習得した技術力の高い技術者の育成ができ、これらの技術者が点検等を行うことで、道路の安全性の向上及び長寿命化に寄与しているものと考えております。

なお、元年度の実績を踏まえ、R 2 年度も引き続き道守育成講座を 2 回実施する予定でございます。また、道守認定者数につきましては、長崎大学が 6 0 名程度の受講生募集を行っておりますので、過去の傾向から推測すると、道守として認定される人数は 3 0 人程の増加、累計で 430 名程度を予定しております。

事業群評価調書の 6 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、インフラ構造物の維持管理や長寿

命化に携わる人材は確実に養成されていますが、今後も引き続き道路施設の点検等に必要な技術力を持つ道守の育成を継続し、県内全域での人材確保を行う必要があるといった理由から「現状維持」と評価しております。

以上で道路維持課からの説明を終わります

質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ_道路維持）_各事業について）

（赤石委員長）

ありがとうございました。それでは今説明があった事業について質疑応答に入りたいと思います。時間もかなりおしておりますので、簡潔に質疑応答に行っていただければと思います。

（小西委員）

3点ありまして、今ご説明いただいたんですけども、資料1ページから根拠法令が空欄になっているんですけど、これ道路法でいいんじゃないかと思います。

道路法に基づいて、維持管理が発生していて、そこでこういう事業がでてくると。ここ空欄はやっぱり違うんじゃないかということが1点。もうそれでよければ、特にご回答はいりませんので。

それからですね、成果指標のところがいとも気になりますけども、インフラの場合は、成果指標というのがやっぱりこういった形に入るんですね。というのは例えば、13ページのところの成果指標を見ると、照明施設の管理によって事故件数は起きたらいけないわけですからゼロになっているので、こういうことをやったことで、事故等を未然に防いだというような事象がたくさんあって、成果指標とはまさにこういうものだというふうに思うんですよ。

そうやって見たらですね、14ページのところの、「パトロールによる異常発見件数」というのは、成果指標ではなくて、どちらかというと活動指標なんだろうと思います。「発見した」って件数ですので。結局そのパトロールにより異常を発見して、未然にそれを維持補修したということによって事故が起きなかったということだと思いますので、成果指標というところを、ぜひ綺麗にでてくるとしますので、そこは自信を持って書いていただいているんじゃないかと思います。

私は1番問題だと思いましたが、6ページと7ページのね、この見直しの方向性のところなんですけど、ここはですね、思い違いをしているんじゃないかと思うのが、この見直しの方向というのは、こんな事業はやめてしまえと言われ得ることにに関して、やめられないんですというような記述になっていると思うけど、道路法に基づいてきちんとやるべきことをやっておられることに対して、やめろなんて誰も言わないんです。

この見直しの報告というのは、やめろと言われていることに対するブロックではなくてですね。道路の老朽化に伴って、いろんな点検すべき事故が起きていると、それを未然に、維持保守点検をして、道路に実際その亀裂が走るか、コンクリートが剥がれるとか、そういうことが起きないうちに、点検を前倒しでやることで、事故が防げているので、そういう取り組みは、もっともっと強化していかなければならないとかね、見直しの方向ってそういう前向きだね、ブロックじゃない。もっとここはこういうふうにしていきたいと思ってるというような担当課の道路に対する情熱を書きいただきたいんです。もっと書けるんじゃないかと。

道路法に基づく事業なので、やめろなんてことはありえないので、現状維持なんですけど、ここはむしろ、もっとここまでやりたいけども、予算がないからここまでになっているけど、予算があればもっとやれたというところがあれば、見直しの区分は維持じゃなくて、もっと拡大するかそう書いていただきたいんです。

予算さえであれば、県民のことを考えれば、もっとやらないといけないことは道路としてあるんですとか、人員があればもっとできるんですとか、ぜひこの6ページ7ページはもっとアピールするような内容にしていきたい。以上3点です。

(赤石委員長)

ありがとうございました3点。お答えいただければと思います。

(道路維持課)

1点目は道路法の根拠法令につきましては、法令を記載して参りたいと。

2点目の発見につきましては、早期発見につなげるということでこの成果指標につきましては、実際パトロールして見つけた件数なので、実際どれだけ防げたかというのは、結果的に先ほど説明しました管理瑕疵による事故は17件がございましたので、それとリンクしていくというのかなって思っております。

それらの今後、これにつきましては、そういった形で、パトロールはしたけれども、実際、ただ目標としまして、管理瑕疵が何件ていうのは、ちょっと目標というのがないんですね、結果の記載になろうかと思うんですけれども、ご指摘の通り、こういった指標ではなくて、実際そういったことを記載するようにしたいと思います。

それと、6ページ7ページにつきましてはですね、貴重な意見いただきまして我々道路管理者としてはありがたいお言葉でございます。

我々もずっと説明しましたがけれども、本来この予算で大丈夫なのかということであれば、そうではないと。もっと、パトロール回数を多くしたり、橋梁の点検を多くしたり、除草にしたりしてもですね、もうちょっとやって寄与したいところがございますが、限られた予算でございますので、こういった記載になっておりますが、前向きな意見をいただきましたので、記載につきましては、もっとやりたいというかですね、そういったことで書かせていただきます。

今、私共が記載してるのは、ご指摘の通りでございましたので、その辺はもうちょっと記載させていただければと思っております。

以上です。

(芹野副委員長)

すいません私も道路の方は全く専門じゃないのでお尋ねですけど、まずそれぞれに事業費がかかっているんですけど、この事業費の適正かどうかというのを、何をもって、図られていらっしゃるのかということなんです。

もう一つは、現時点で、道路維持課のホームページの方に土砂災害とかが載ってるんですけど、それとの兼ね合いとかというのも今回の事業とは全く関係ないものなのかどうかお尋ねです。

(道路維持課)

事業費が適切なのかどうかと、そういったご質問だと思います。

これにつきましては、先ほどの質問にあった通り、我々としては例えば道路の舗装補修とか、維持補修費とかにつきましては、まだまだ足りないというふうに考えております。住民サービスのためにはもっとやりたい。

しかしながら、予算は限られてますのでその中でいかに効率化していくかということでやっているところです。

予算につきましては、前年度まではシーリングがかかっているんですけども、令和2年からは維持補修・管理経費につきましては、シーリングが係らないようになったもんですから、その辺は我々少し助かってるところでございます。

できればもっと要求して、やっていければと思っているところです。

2番目の土砂災害でございますが、土砂災害につきましては、ここで言う事業群で言うと、インフラの長寿命化という観点ではなかったものですから、この事業群には入ってないところでございます。

防災安全とかの方でやってるんですけども、これインフラの長寿命化という観点からですね、この調書の記載はないところでございます。事業としては、やっているところです。以上です。

(赤石委員長)

他のことは何かございませんか。よろしいですかね。

そしたら、道守も人数が成果指標なんですかね。要するに道守が平成24年度ぐらいからですね、育成をされたことによって、どれだけのものが、この育成したことによって、発見されて防がれたかというのが、この道守育成事業というの成果となるべきものなので、これが初年度であれば、成果指標としてはこれで仕方がないのかもしれないのですが、もうそろそろ成果指標を考え直すということもあっていいのかなということと、あと1点、先ほど小西さんの言われたところにも関連するんですけど、この維持管理のために、従来手法のままでいいのかどうか、要するに技術革新とか、あるいはITとかいろんな形のもので行われているので、そういう風な維持管理のため、その技術開発とかそういうものの、促進費というところも、実は自分たちとしては欲しいんだとか、あるいは大学と協力して、そういうところの開発に向けた、予算というものが自分は欲しいんだというところをしっかりと書き込んでいただければ、おそらくもっと、維持管理というものを、現状維持というところで終わらせずに進めていくこと、従来型手法で、これまで積み重ねるという形もあるんですけど、もっと、方法変えた形での維持管理の手法の開発とか、そういうふうなものが、この中にあっていい。

そういうところが少し、見当たらなかった。今後考えていただければ、ありがとうございます。

(道路維持課)

先ほどの道守の成果指標につきましてですね、私どもも通報してもらってる回数とかですね、道守さんから通報してもらって、事前に事故がある前に補修したり、修繕したりやってるものですから、そういったところも踏まえ、成果指標につきましてはご検討させていただければと思います。

2点目の維持管理の管理の手法、新技術でございますけど、委員のおっしゃる通り、我々も民間と長崎大学と、協力しながら、3者で協力しながら例えばドローンとかで橋梁の点検できないかというのを、実際ですね、現地で実験というかですね、そういう取り組みを今進めるところでございます、今後、どんな点検ができるのかということは、今取り組んでいるところでございます。

どうかでそういったことが記入できる場所があれば、やっていきたいと思っております。実際に取り組んではいるところでございます。

(赤石委員長)

従来の予算で、予算の範囲内ではここまでしかできないんだけど、予算があればもっとここまでやりたいんだということも、書き込んでくれというのが事務局の方から、説明があったと思うので、今、小西さんから指摘があったところ、そのところで少し書き込んでもらえればなというふうに思います。

これは昨年度からの委員会での、一つの方針でもありますので、従来の予算を制約にしまうと何も、前向きなものが全く見えなくなる。

自分たちは、道路維持管理のエキスパートとして予算、今これだけしかないけど、こんなことを実はやりたいというふうに、書き込んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、時間がちょっと押してますので、次に入りたいと思います。

審議事業群Ⅱ_各事業説明 (インフラ_港湾)

港湾課より、事業番号 1 2「空港維持管理費」から 1 5「港湾施設維持管理費」の 4 事業について、ご説明いたします。

なお、今回審査対象となっております 4 事業は、事業群の取組項目「ii 港湾施設及び県管理空港施設の維持管理更新」に寄与するために実施する事業となっております。

それでは、個別の事業の概要についてご説明いたします。

12 空港維持管理費

最初に、事業番号 1 2「空港維持管理費」について説明いたします。資料は、お手元の「事業群評価調書 3 ページ」と、事業に関する「補足説明資料 2 3 ページ」をご参照ください。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。2 3 ページをご覧ください。

この事業は、県が管理する「福江」、「対馬」、「吉岐」、「上五島」、「小値賀」の 5 つの空港において、航空機の安全運航を図ることを目的としており、「航空法」及び「各空港における保安管理規程」などの法令等を遵守し、空港の管理運営及び空港施設の維持管理を実施しております。

具体的な実施状況は、補足説明資料に記載のとおり、5つの空港の管理運営を実施したほか、着陸帯補修工事や高圧ケーブル更新工事等を実施しております。

この事業の成果としましては、「日々の点検」や「補修工事」などの維持管理を行ったことにより、施設の不具合に起因した航空機事故等の発生はございませんでした。

令和2年度についても、引き続き、5つの空港の管理運営を行うほか、照明設備点検や路面性状調査等空港施設の維持管理を実施しているところです。

事業群評価調書の7ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も空港施設の老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、航空機の安全運航を維持するためにも必要な事業であることから「現状維持」と評価しております。

13 ポートパーク整備事業費

続きまして、事業番号13「ポートパーク整備事業費」について説明いたします。資料は、「事業群評価調書3ページ」と、事業に関する「補足説明資料25ページ」をご参照ください。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。25ページをご覧ください。

この事業は、港湾区域内のプレジャーボートを適切に管理し、一般船舶や漁船とのトラブルの防止を目的としており、プレジャーボート用の係船施設整備を実施しております。

具体的な実施状況は、補足説明資料に記載のとおり、「長崎港」、「茂木港」、「大村港」及び「高島港」において、浮棧橋の補修等を実施しております。

この事業の成果としましては、浮棧橋の補修等を行ったことにより、施設破損による事故の発生はございませんでした。

令和2年度についても港湾区域内のプレジャーボートを適切に管理するため、引き続き、「長崎港」、「茂木港」、「大村港」において、浮棧橋の補修等を実施しているところです。

事業群評価調書の7ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も安全安心の利用を図るため、施設管理を計画的に適切に行う必要があり、施設の老朽化に起因した事故を未然に防止するためにも「現状維持」と評価しております。

14 長崎空港維持管理費

続きまして、事業番号14「長崎空港維持管理費」について説明いたします。資料は、「事業群評価調書3ページ」と、事業に関する「補足説明資料27ページ」をご参照ください。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

この事業は、長崎空港利用者の「安全で快適な利用」と「空港の景観保全を図る」ことを目的としており、「長崎空港ターミナルビルと旅客船ターミナルを結ぶ連絡通路」及び「花文字山と県有護岸等を含む県有地の維持管理」を実施しております。

具体的な実施状況は、補足説明資料に記載のとおり、連絡通路の昇降設備、動く歩道の保守点検業務委託、警備業務委託等を実施したほか、花文字山及び県有地の樹木剪定や除草を実施しております。

この事業の成果としましては、「連絡通路の昇降設備等の保守点検業務委託」、「警備業務委託」等の実施により、当該施設における事故の発生はございませんでした。また、花文字山を維持管理することで空の玄関口である長崎空港の景観保全に寄与いたしました。

令和 2 年度についても「連絡通路の保守点検」や「花文字山を含む県有地の樹木剪定や除草等の維持管理」を実施しているところです。

事業群評価調書の 7 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も長崎空港利用者の安全で快適な利用と空港の景観保全を図るため、連絡通路及び花文字山と県有地の維持管理が必要であり、また、航空機の安全運航の観点から長崎空港の保安施設の維持管理に支障をきたさないように県有地を管理する必要があることから「現状維持」と評価しております。

15 港湾施設維持管理費

続きまして、事業番号 1 5 「港湾施設維持管理費」について説明いたします。資料は、「事業群評価調書 3 ページ」と、事業に関する「補足説明資料 2 9 ページ」をご参照ください。

本事業の令和元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。2 9 ページをご覧ください。

この事業は、港湾管理者として「港湾法」及び「関係法令」に基づき港湾施設を適正に管理し、もって港湾機能の維持増進を図ることを目的として、港湾の管理運営を実施しております。

具体的な実施状況は、補足説明資料に記載のとおり、港湾法及び、長崎県港湾管理条例等に伴う各種占用・使用許可や港湾施設の小規模補修を実施しております。また、テロ防止のための国際条約である SOLAS 条約に基づき、保安警備等に取り組んでおります。

- ・ 各種占用・使用許可につきましては、「係船許可」や「港湾施設及び水域の占用許可」等の事務を行い、1 2, 4 3 3 件を処理し 8 0 6, 3 5 7 千円徴収しております。
- ・ 管理瑕疵防止のための港湾施設小規模補修につきましては、外灯や道路側溝のグレーチング等 6 7 件の補修を実施しました。
- ・ SOLAS 条約につきましては、長崎港等に入港した国際船 1 6 4 隻に対し、条約を遵守すべく保安警備等を充実させテロ等の未然防止に努めました。

これらのことから、この事業の成果としましては、管理瑕疵については事案の発生は無く、また、国際埠頭においてもテロ等の事故の発生はありませんでした。

令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度も同様に、港湾利用者が各施設の目的に則し適正に利活用できるよう、港湾管理者としてパトロールの実施や各法令等を遵守し、管理運営に務めてまいります。

事業群評価調書の7ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今後も県管理港湾の適正な管理運営及び老朽化に起因した事故を未然に防止するためにも必要な事業であることから「現状維持」と評価しております。

以上で説明を終わります。

質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ_港湾）_各事業について）

（赤石委員長）

ありがとうございました。今説明がありました事業についてですね、質疑応答に入りたいと思います。委員の方は、何かございませんか。

（小西委員）

これも先ほどと同じです。

港湾法に基づいてと仰っていたのに、根拠法令のところが書かれていないとかですね。

維持管理は基本的に法令に基づいて行っていますので、4ページのあたりの根拠法令について見直していただきたい。それから6ページ、7ページはもう先ほど申し上げたので、聞いていただけたと思いますが、先ほどと同じ趣旨で、思いを盛り込んだ記載にしていいただければと思います。以上2点です。

（赤石委員長）

根拠をしっかりと盛り込んでもらうということと、思いをしっかりと書き込んでいただく。

そのところで関連すると、最後の港湾施設維持管理費に若干思いが盛り込まれているかなと思うのは今後、コロナ禍の中でクルーズ船をどのように受け入れていくか検討していくと。

港湾の維持管理を行う課これを行うんですか。それとも、全体の中で、関係各課との役割分担とか、協力関係、どのような形で行うのかという中で、港湾管理のところ、どのような役割を担っていきと考えられているのか。

そのところをご説明いただきたい。これも予算の制約があって限られてる予算の中でと書いてあるんで、これを実施していくためには例えば、予算が関係ないとすれば、港湾管理としてこういうものやっていたいというのが出てくるような気もするんですよ。これ単純に思いつきで書かれたわけではないと思うので、そのところだけ、具体的なものがあれば教えていただければ。

(港湾課)

ご存知だと思うんですけども、今年の4月に長崎港におきまして、コスタ・アトランチカ船の中でですね、新型コロナウイルスの拡散といいますか、クラスターが発生いたしました。

それにつきまして、港湾課だけではなく、県庁内の関係各課でいろんな検証を現在行っているところでございます。

併せまして、国におきましては、国土交通省でクルーズ船のガイドラインの整備を進められているところでございます。

それらを含めて、県としても国の根拠等に整合した形で、クルーズ船を安全安心に受け入れるための整理をしていく必要があるというふうに考えております。

これは港湾課だけでできる話でございませぬので、県庁の関係課と一緒に、整理していきたいと思っています。

予算の話でございませぬけども、どういう予算が必要になってくるかというのは今後、出てくるかと思えます。

ただ、現状の中では、いろんなソフト的なものでやれるところをいろいろ考えながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(赤石委員長)

ありがとうございました。おそらく、関係各課との調整が、結構入ってこなくちゃいけないと思うので、その役割分担とか、協力関係をしっかり提示された上で、どこがリーダーシップをとってやっていくかというのも、しっかり決めてやっていかれたらいいかなと。

事業群全体を見渡して事業群全体として、委員の皆様から何か話があれば、お伺いできればというふうに思うんですけど。

質疑応答（審議事業Ⅱ（インフラ）_事業群全体について）

(能本委員)

事業区分全体ではなくて、質問になるかと思うんですけども、すいません。

長崎空港の維持管理費、27ページなんですけれども、活動指標が、利用客数になっているというところで、他のところは適正管理とかですね、人数とかではないところが目標値になって、指標になっているんですけども、ここだけ利用客数とした背景みたいなものがあれば、教えていただければ。そぐわないのかなというのが、個人的にありましてですね。

(港湾課)

この人数につきましては、あくまでも活動指標の目標数値ではなくて、実際に利用された人数を参考までに記入している状況であります。

(能本委員)

他のところも、空港の維持管理費とかというところでは、適正な空港の管理ということところが、活動指標になっていたりとかするんですね。

その中でもし、活動指標を利用客数というふうにするのであれば、その他のところも適正管理ということでは、なくて、例えば利用客数とかというところに合わせなくていいのかどうか。

数値目標があるかないかというよりは、活動指標そのものが、なぜ利用客数になっているのかということろでございます。

(港湾課)

申し訳ございません。

そこだけ数値が上がっているということで、やはり違和感がございますので、数値なしという形で今後進めさせていただければと思います。

そこを変えさせていただきたいと思います。

(赤石委員長)

おそらく23ページの活動指標の様式に、変えられるということによろしいでしょうか？23ページのような形に変えると。

(港湾課)

そうですね。

23ページと同じようにさせていただきたいと思います。

(赤石委員長)

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

そうしますと、また時間がありませんので、委員の皆様後程もう一度、見返していただいて、ここは質問し忘れたとかいうのがあれば、事務局の方にメールでご連絡いただければというふうに思います。

これをもちましてこの事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。

お疲れ様でございました。ここで部局の入れ替えがございますので、5分ほど休憩させていただきたいと思います。

基本戦略・施策の概要（ICT）

基本戦略については、先ほど説明いたしましたので省略し、今から審議する事業群が含まれる施策について説明します。

11ページをご覧ください。

該当施策の「ながさきICT戦略の推進」につきましては、

- ・ 県内全地域において、超高速情報通信ネットワーク環境が整備され、ICTの恩恵を受けることができている。
 - ・ 幅広い分野においてICTの利活用が進み、県民サービスの向上、地域の活性化に貢献している。
- という姿を目指し、成果指標としましては、「ながさきICT戦略」進捗状況を令和2年度までに100%とする目標を掲げております。

その実現に向けては、その次にある、

- ① 地域を支える地域情報通信基盤の整備
- ② 電子自治体の推進
- ③ クラウドサービス等によるICT利活用の推進（に取り組むこととしており、今回この事業群についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

審議事業群Ⅲ（ICT）_事業群説明

【審議対象事業群Ⅱ】

基本戦略10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

施策（4）ながさきICT戦略の推進

事業群① 地域を支える地域情報通信基盤の整備

事業群② 電子自治体の推進

事業群③ クラウドサービス等によるICT利活用の推進

（次世代情報化推進室）

次世代情報化推進室から、3つの事業群「①地域を支える地域情報通信基盤の整備」、「②電子自治体の推進」、「③クラウドサービス等によるICT利活用の推進」について、概要説明いたします。

お手元の事業群評価調書1ページ及び、長崎県総合計画の11～12ページをご覧ください。

本事業群は、長崎県総合計画・チャレンジ2020において、

戦略10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備するのうち

施策（4）ながさきICT戦略の推進に位置づけられております。

事業群の説明に入ります前に、「ながさき ICT 戦略」について、その概要を説明させていただきます。資料 6 ページの「本県における I C T 関連施策の推進について」をご覧ください。

県では、県総合計画の個別計画として、平成 28 年度に「ながさき ICT 戦略」を策定し、4 つの基本方針、14 の重点分野の施策体系に基づき、各分野における I C T に関する施策を推進してまいりました。

事業群についても、それぞれの重点分野に位置づけております。

各事業群に係る取組内容は、事業群評価調書の 1 ページに記載のとおり、事業群①「地域を支える地域情報通信基盤の整備」については、超高速ブロードバンド環境や携帯電話網の整備の推進、事業群②「電子自治体の推進」については、行政事務の電子化や自治体クラウド等の推進、事業群③「クラウドサービス等による ICT 利活用の推進」では、クラウドサービス等の新しい技術を活用し、情報通信関連産業の活性化、福祉・教育など様々な分野における I C T 利活用による地方創生を推進することとしております。

それぞれの事業群における指標として、事業群①では「市町の固定系超高速ブロードバンド要整備地区における整備地区数（累計）」事業群②では「県及び 市町におけるオンライン手続利用率」及び「長崎県自治体クラウドサービス利用団体数」、事業群③においては「オープンデータ等を活用して開発されたアプリケーション数」及び「電子県庁システムライセンスを活用し、市場流通化したシステム数」を掲げ、目標達成に向け、4 つの取組項目、事務事業を実施しております。

現在（R 元年度実績）の事業群の進捗状況については、事業群①は「順調」、事業群②、事業群③については、それぞれ「順調」と「やや遅れ」が 1 つずつとなっております。

一定、順調に事業が推進出来ているものの、目標未達である、長崎県自治体 クラウドサービスの更なる周知・広報や、アプリ開発に必要となるオープンデータの一層の充実を図る必要があると考えております。

続きまして、各事業群の取組項目につきまして、ご説明いたします。

まず、事業群①に係る「 i ） 地域を支える地域情報通信基盤の整備」についてですが、これは、本県の超高速ブロードバンド環境や携帯電話網の整備促進に 取り組むこととしておりますが、基本的な事業主体は、民間事業者又は市町であり、県は、整備の働きかけや技術的助言等を行うこととしており、具体的な事務事業は設定しておりません。

次に事業群②に係る「 ii ） 電子自治体の推進」についてですが、これは、行政事務の電子化や自治体クラウド等の推進による行政の効率化やコストの削減、県民サービスの向上に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、3 ページに記載のとおり「スマート県庁プロジェクト」及び「電子県庁推進事業」がございます。

事業内容については、後ほど、担当の情報システム課よりご説明申し上げます。

最後に、事業群③に係る「iii）クラウドサービス等によるICT利活用の推進」及び「iv）ITを活用した産業競争力強化」についてですが、これは、クラウドサービス等の新しい技術を活用し、情報関連産業の活性化、福祉・教育など様々な分野におけるICT利活用による地方創生の推進に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、3ページに記載のとおり「クラウド・オープンデータ等推進事業」及び「ロボット・IoT関連産業育成事業費」がございます。

事業内容については、後ほど、当室及び新産業創造課よりご説明申し上げます。

次に、事業群評価調書の4、5ページをご覧ください。

「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」及び「4. R元年度見直し内容及びR2年度実施に向けた方向性」を記載しておりますが、詳細につきましては、後ほど、担当課から事業内容と共にご説明させていただきます。

以上で、事業群に関する説明を終わります。

(事務局)

引き続き、事業群を構成する事業について担当課より説明させていただき、その後質疑を受けたいと思います。

審議事業群Ⅲ_各事業説明 (ICT)

1 電子県庁プロジェクト

2 スマート県庁プロジェクト

(情報システム課)

情報システム課が所管する事業は、「スマート県庁プロジェクト」と「電子県庁推進事業」の2事業でございますが、「スマート県庁プロジェクト」は、令和2年度からの新規事業で、令和元年度は「電子県庁推進事業」の一部として取り組んでおりましたので、「電子県庁推進事業」の説明の中で、併せてご説明いたします。

資料は、事業群評価調書3ページと、事業に関する補足資料7・8ページをご参照下さい。

まず、事業群の取組みとの関連でございますが、本事業は、事業群の取組み項目の「ii 電子自治体の推進（事業群②）」、「iii クラウドサービス等によるICT利活用の推進（事業群③）」の両方にかかる事業となっております。

本事業の令和元年度の状況につきましては、補足説明資料でご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

この事業では、

○ 郵送や窓口に出向いて行っていた申請・届出・申し込み等を、自宅のパソコン等からインターネットを通じて、24時間可能にする電子申請、公共施設予約システム等の開発・運用により、県民の利便性向上を図る

○ ICT技術を活用し業務を根本的に見直すことにより、庁内事務の迅速化・効率化を図ることを目的としており、県民向け・庁内庶務事務システムの開発・運用・維持管理を実施しております。

具体的に、令和元年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大きくは、「県民向けシステム」、「庁内庶務事務システム」、「新たなICT技術活用」について取り組んでおります。

- ・「県民向けシステム」につきましては、電子申請、WEBアンケート、公共施設予約、モバイル版公共施設予約システム等の運用・維持管理に取組み、令和元年度の利用実績は386,524件となっております。電子申請は、約120手続きを準備しております。代表的な手続きとしては、職員採用試験などの申請、届出。また、介護老人保健施設月別利用状況報告書などの定期的な報告があります。

- ・「庁内庶務事務システム」の利用件数は、411,146件となっております。

- ・「新たなICT技術活用」については、本資料と併せて補足資料8ページをご覧ください。

RPAについてですが、令和元年度は本格導入製品の決定作業を行っております。

製品決定作業として総合評価方式一般競争を実施し本格導入製品を決定しております。

AIについては、AI会議録の導入に向け本庁限定で2製品の庁内検証を実施しました。利用者アンケートを実施し、今年度に入ってから製品の決定を行ったところであります。

これらのことから、この事業の成果についてでございますが、

- ・「県民向けシステム」につきましては、平成29年度296,685件、平成30年度361,091件、令和元年度386,524件と毎年度県民の利用件数が増加しているところであります。

- ・「庁内庶務事務システム」につきましても、新規開発は減少しているところですが、働き方改革が進められる中、勤務時間管理など新たなシステムを独自開発しているところです。なお、既存システムについても制度改正、利便性向上などを図るため適宜改修を実施しています。開発にあたっては、地場産業育成を目的に、できるだけ独自開発としているところです。近年の開発システム数は、平成29年度3件、令和元年度1件となっております。

- ・「新たなICT技術活用」につきましては、先にご説明したところですが、RPAについては、導入製品決定し、2月より本格導入したところです。AI会議録については、2製品を職員に使ってもらい、使い勝手、変換率等の検証を実施し、本年4月に導入製品を決定したところであります。元年度の実践を踏まえ、令和2年度には、

- ・「県民向けシステム」につきましては、庁内には、ウィズコロナ、行政手続きの利便性向上・デジタル化、働き方改革を進めるための一手法として電子申請活用を提案してまいります。また、県内市町の行革部門を対象に、アンケート、情報提供を行ってまいります。

- ・「庁内庶務事務システム」につきましては、制度改正等に伴う改修等を適直行っています。併せて、特殊な有償開発言語であるC u r lを使用しているため、無償で利用できる開発言語での再開発を計画的に実施していきます。再開発規模が大きい場合は、新規導入について運用課に対し提案・検討してまいります。

新たなI C T技術の活用でございますけれども、8 ページが今年度の実施予定ということになりますけれども、今年度に入りましてR P Aについては作成RPA のロボットを作成するための環境として情報システム課内に作成用のP Cを配置したところであります。

それぞれ、実際に使うのはサーバ上で動かしていきますけれども、そのためのサーバを、情報システム課所管のサーバに仮想サーバとして構築をしているところでございます。

また実際運用する環境は、ライセンスの関係上、職員それぞれのパソコン、自分のパソコンで直接動かしていただくことができませんので、この作成したロボットを動かすための運用環境として情報システム課に実行のP Cを配備しているところでございます。

AI 会議録でございますけれども、先ほどから申し上げております通り、昨年度実施したアンケートをもとに、4 月に入りまして製品に決定をしたところであります。

これも使うごとにライセンスが必要ですので、どこでも使えるようにするためにはそれぞれのパソコンごとにライセンスを購入すると膨大な数になり、莫大な無駄が生じますので、ライセンス数を絞るため、なおかつ全庁で運用できるようにするために、仮想サーバ上に、運用環境を構築しているところでございます。

これによって、本庁だけではなく、地方機関等も含め、すべての機関から利用できるという体制をとっているところでございます。

これまで新しい取り組みで庁内の職員、各所属ですとか職員に対する周知が徹底してないというか、まだ知らない職員もおりますので、利用マニュアル等を整備して、メールでお知らせをした上で、県のイントラのポータルに掲載し、いつでも見られるような形を取っているところであります。

次に令和3年度に向けた見直しの方向性でございますけれども、事業群評価調書の5 ページになります。

令和3年度に向けた事業の見直しの方向につきましては、視点として、特に県民の利便性向上と電子自治体の推進に着目をしまして、「電子県庁推進事業」については、県庁だけではなくて他の自治体にも開放して使っていただいておりますけれども、その利用団体の増でありますとか、庁内事務システムについては先ほど申し上げた有償のツールから無償のツール等を利用する開発に取り組んでいくということで区分としては「改善」といたしております。

「スマート県庁プロジェクト」につきましては、先ほどから申し上げますように、庁内での理解がまだまだ進んでないというふうに考えておりますので、定期的なメールの送信とか、個別の特殊な業務に特化したものだけではなくて、多くの所属で横展開が可能と思われるような作成済みロボットもございまして、それをポータルサイトですとか、説明会などを通じて、庁内で紹介して利用を広げていきたいということで、「改善」という整理をさせていただいております。

以上で情報システム課関係の説明を終わらせていただきます。

3 クラウド・オープンデータ等推進事業

(次世代情報化推進室)

次世代情報化推進室から、事業群③に係る「クラウド・オープンデータ等推進事業」について、概要説明いたします。

お手元の事業群評価調書 3 ページ及び、事業に関する補足説明資料 1 1 ページをお開きください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群③に係る取組項目の「iii) クラウドサービス等による ICT 利活用の推進」に寄与するために実施する事業となっております。

事業群の取組項目の中で、本事業は中核事業に位置付けております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。1 1 ページをご覧ください。

本事業は、大きく 2 つの目的に向け、取組を展開しております。

1 つは、官民協働クラウドを構築し、県内企業や大学等への新たなサービスの創出に向けた開発・運用領域の提供による地場 IT 企業の活性化

2 つ目が、オープンデータ等の利活用による県民サービスの向上です。

官民協働クラウド関連につきましては、令和元年度には、継続利用の 7 システムに加え、前年度から調整しておりました 4 システムが利用を開始し、計 1 1 システムが実証等を実施するとともに、3 システムが令和 2 年度からの利用に向け協議・調整を開始いたしました。さらに、これまで 1 年単位での利用としていたものを、6 か月未満の利用も可能とする「トライアルプラン」も創設し、利用者拡大も図りました。

これらの取組により、ドローンと AI を活用した赤潮感知システムについては、製品化に向けた最終段階に入っているところです。

令和 2 年度におきましても、引き続き、開発・運用領域を提供し、新たなサービスの創出を図ってまいります。

オープンデータ等利活用の推進関連につきましては、令和元年度には、県が保有する行政データの公開推進によるオープンデータカタログサイトの充実や、当該サイトの PR、さらに、県及び市町の職員に対するオープンデータに関する研修を実施し、R2.3 末現在で、県オープンデータカタログサイトへ約 496 件のデータ公開を実現し、令和元年度において、当該サイトへ 9,525 件のアクセスがあり、3,854 件がダウンロード・活用されております。

また、8 市町が新たにデータの公開を行い、全体で 13 市町がオープンデータに取り組んでおります。令和 2 年度におきましても、引き続き、県及び県内市町におけるデータ公開を一層推進するとともに、民間企業等も含めた県として統合したオープンデータプラットフォームの構築に向け、取組を進めることとしております。

さらに、令和 2 年度におきましては、県として Society5.0 の実現に向けた 取組を加速するため、企画部内に次世代情報化推進室を新設するとともに、産学金官の連携による「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」を立ち上げております。

事業群評価調書の 5 ページをご覧ください。

令和 3 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として特に「視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか」に着目し、本県における Society5.0 の実現に向けた、様々な分野における取組の推進のため、内部の連携組織や産学金官で構成する庁外連携組織の立ち上げ・連携推進を図りことから、「改善」と評価しております。

以上で説明を終わります。

4 ロボット・IoT 関連産業育成事業費

(新産業創造課)

新産業創造課から、ロボット・IoT 関連産業育成事業費について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 3 ページと、事業に関する補足説明資料 9 ページをご参照ください。

本事業は、1.計画等概要の取組項目、iv「ITを活用した産業競争力強化」に位置づけられた事業となっております。

本事業の元年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。

この事業の目的ですが、県内ロボット・IoT 関連の分野において、高度専門人材の育成及び、サプライヤー企業の技術と県内中小企業ニーズとのマッチング等により、先端技術の活用を促進するとともに、事業拡大や新たなサービスの創出等につなげ、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上等を図ることを目的としており、当該分野の高度人材育成、企業間連携の促進や、ロボットや IoT システムの開発実証に係る経費の支援を実施しております。

令和元年度の事業実施状況ですが、記載のとおり、大別して高度人材育成と新事業進出の促進に取り組んでおり、

- ・ 高度人材育成につきましては、県内中小企業の技術者を対象に、長崎大学と連携したリカレント教育講座である「先端技術習得講座」により 4 コース 36 名が修了。その他にシステムインテグレーター育成講座を 9 回実施し 110 名、ユーザー向け人材育成講座を 3 回実施し 150 名、合わせて延べ 296 名の受講実績となっております。
- ・ 新事業進出の促進につきましては、ロボット・IoT 関連システム開発実証補助金により、有識者審査会を経て 6 件の開発実証計画を認定し、情報システム開発請負から IoT 活用サービス創出、サービス業から IoT 機器開発への進出、機械設備業からロボットシステム開発への事業拡大といっ

た新事業進出の実績につながりました。なお、人材育成の講座受講者が開発実証に取り組むケースも見られました。

成果ですが、ロボット・IoT等の新技術にかかる高度人材育成と事業拡大への支援により、講座受講者が開発実証に取り組むケースも出ており、県内中小企業の技術力向上と新産業進出に寄与することができたと考えております。

なお、R2年度は、元年度の実績を踏まえ、高度専門人材育成等技術力向上への支援に加え、サプライヤー企業が先端技術を活用して、ユーザー企業の課題解決を実践する機会を創出する事業や、産業振興財団との連携による企業間マッチング支援体制構築の取り組みを実施しているところで

す。

事業群評価調書の5ページをご覧ください。

令和3年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点②の観点から、技術革新のスピードが非常に速い業界分野であるため、市場・業界のニーズや県内中核企業の経営方針等の情報収集、分析を行いながら効果的な支援内容となるよう協議・検討を行うこととし、「改善」としております。

以上で説明を終わります。

質疑応答（審議事業Ⅲ（ICT）_各事業について）

（赤石委員長）

それでは、まず今説明があった4つの事業について質疑応答を行い、その後、事業群全体を見渡しての質疑という形で進めたいと思います。今説明がありました4つの事業について、質疑はありますか。

3事業群もありましたけれども、事業群の順番については、特にとりませんのでそれぞれご質問があれば、各事業について質疑をお願いします。

（能本委員）

クラウド・オープンデータ等の推進事業ということで資料の中、1ページですけれども、成果指標で、オープンデータを活用して開発されたアプリケーションということですが、これは、具体的にどういったアプリケーションでしょうか。この、14ページの活用事例みたいなことを指しているのか。何か別の、システムというか、アプリというか、公表されているものが別途あって、その件数をここに書いているのかということ詳しく教えていただければと思います。

（次世代情報化推進室）

まず、オープンデータカタログサイトの活用につきましてはオープンデータを活用しまして全体で6件のアプリが開発されてご活用いただいているという状況でございます。

一つの例としましては、バリアフリー情報を使いまして、バリアフリーストリートビューということで、県のまだ全体には至っていないですけども、一部の地域で、バリアフリーでこういう形で歩いていただきますよといったものを作成しまして、県内の観光のサイトの方でも公表しているという状況でございます。

(芹野副委員長)

情報システム課の方にお尋ねですけど、まず一つは、いわゆるクラウドとか、電子ものを扱う時に、国と県でシステムが違うとかということで、最終的に、大阪でしたか、何かデータが使えないというような報道がなされてたので、そういったところは注意して進められてると思いますけど、よく注意された方がよろしいかと思えます。

質問ですけど、この7ページの、県民向けのシステムが、令和元年度が38万6000件ぐらいで123手続きができるというお話でしたけど。そのうち、我々、いわゆる一般県民というか、使われているようなシステムがあれば、いくつかこういったものやっていますよ、それは何件ぐらいありましたよということがわかれば、教えていただきたいと思えます。

それとあわせて、次世代情報化推進室の方にもお尋ねですけど、11ページの中で官民協働クラウドを構築し、というところがございますけど、今、クラウドとはいえ、やはり情報管理がどうなのかというふうなことで、我々民間企業も、クラウド上のデータを他者と共有するというようなことに非常に危険視というか、情報が流出しないかというようなことで、とても個人情報とか載せられないよねというようなことが常識化されている中で、共同クラウドをどうやって情報管理されるのか、そのような場合の責任の所在等々がはっきり出されてるのかというのを伺いたいというふうに思えます。

(次世代情報化推進室)

この官民協働クラウドなんですけども、サーバ自体は、県のサーバ室の方で管理をしております、こちらで委託の方で保守も含めたところで、運用しているという状況でございます。

官民協働クラウドといいますので、基本的にやはり、民間の方ですとか、大学の先生方ですとか、様々な方々に使っていただけるような形で、領域を提供させていただいているという状況になっております。

官民協働クラウドについては、一つのサーバを利用するようになってるんですが、実際に各事業で使うときには、それぞれ仮想サーバという形で独立しておりますので、皆さんが同じものを利用するということではございません。セキュリティ上はそれぞれが独立しておりますので、当然利用される方が対策され、外部に漏れるとか漏れないとか、そういった対策は当然されているものというふうに思っておりますので、お互いが干渉するとか、そういったことはございませんので、大丈夫かと思っております。

(情報システム課)

お尋ねの県民向けシステムでございますけれども、まず電子申請についてはですね、いろんなシステムがありますけれども、本当の一般の方が幅広く使うというのは、あまり多くはございません。

さっき途中で触れましたけれども、職員の採用試験の申し込みですとか、そういった、限定的な、例えば、公文書開示請求でありますとか、自動車税の納税者の住所変更とか、競争入札参加者審査会なんかもやっておりますけれども、数が多いのでいけば、教員の採用試験の受験申し込みが 1200 件弱ぐらいあります。

あと、やっぱり一般の方が本当にたくさん使っていただけるのは、電子申請よりもむしろ公共施設の予約が当然といえば当然ですけども多くなっておりまして、これにつきましては、元年度の利用件数が約 29 万件という状況になっております。

(赤石委員長)

そしたら、情報システム課の、7 ページのところですね、県民の利便性の向上を図るところで、庁外向けシステム利用件数というのは成果指標に上がっていると思うんですけども、庁内事務の迅速化効率化というところを図る成果指標というのは何か設定されていないのかというのは、ちょっとこのところ、目的と成果指標のところが、一致していないので、どういう風な形で測られるのかというところを教えていただければ。

(情報システム課)

庁内の庶務事務につきましてはこの 7 ページにもございますように、利用件数の合計で 41 万件ぐらいということで数字としてはされてございますけれども、成果指標としての設定は現在していないところでございます。

(赤石委員長)

指標設定をするということはお考えですか。

(情報システム課)

そうですね。指標ついて検討して参りたいと思いますけれども、実は庁外の件もそうなんですけれども、庁外向けシステム利用件数、目標と実績と掲げてございますけれども、実は前年度の実績が次年度の目標と、要は前年度以上を目指す、増やしていく、前年度以上の水準にふやし続けていくと、そういう設定の仕方になっております。

庁内向けにつきましても方向性として増えていく、いかざるをえない部分でしょうし、それをさらに、例えば紙でやってたものをシステムで持ってくるとかいう形でただ増えていくだけではなくて、増やしていかなければならない部分だとは思いますが、具体的にどの水準まで持っていくか、というのも客観的な裏付けのある目標値というのはなかなか設定しづらい部分があるんじゃないかなと思っておりまして、設定するとしてもここに庁外向けで挙げているような同じような考え方で、前年度実績以上に持っていくと、いったいどうなるかと思えます。それについてはまた、もうちょっと深く、検討してみたいと思います。

本来的には、例えば、庁内向けにしても庁外向けにしても、具体的にどれくらいの手続きが全体で走っていて、紙を含めてですね、そのうちの何割が電子化されたかとか、というのが本来一番望ましい把握の仕方かなというふうには考えておりますけれども、いわゆるシステム外でやられているもの、紙ベースでやられているものというのはなかなか、我々長崎県庁の状況見てもなかなか把握が難しいというのが実情でございます。

全体で何件、電子のシステムが動いたかというデータは、取ればおそらく取れるとは思いますが、そもそもどのような手続きをそれぞれの県がシステム化しているのか、そのベースが違いますので、単純に数字で比較できるようなものではないんじゃないかなというふうには考えております。

(芹野副委員長)

多分、委員長仰られたように、国もハンコなくしてどうしたこうしたという話がよく出てるように、せっかくよかれと思って、効率化を図ろうとして進めてることが、従来の習慣であったり、風習であったり、今年配の方が使えないとかというようなことが理由で、なかなか導入できないというのも民間企業でもよくある話なので、せっかく先進のことを総務部の情報システム課として推進されようとしてるわけですから、そこをどういうふうにブレイクスルーするのかというところの数値目標なりは掲げて進まれた方が、それが結果達成できなかったとしても、情報システム課なりの数値は出された方がよろしいんじゃないかなと思います。

(情報システム課)

例えば、電子申請というシステムはあるけれども、申請という業務自体はあるけれども、電子申請じゃなくて紙でやってる、といったような、実は県庁の中でもたくさんあるというふうに認識をしています。

例えばそれが電子化できていないというというのは、様々なケースが想定してありますけれども、一つは庁内の職員なり、その所属の長なりが、そういったシステムがあること自体を理解していないというケースもこれは正直ベースであると思っています。その辺についてはきちんと、再度、周知を徹底して監視していかなければならないというふうに考えています。

あわせて、何らその手続きの規定の中で、押印が必須であるとかですね。そういった形での紙でないといけないような規定になっている。で、これを例えば押印が不要な形で見直していきましょうという領域になりますと、県のセクショナリズム的な考え方からいくと、総務文書課でありますとか、新行政推進室とか、いうことになるんですけども、それは今、現状でもそれぞれ連携をとりながらですね、今、こういう理由で例えば紙を使ってるから、電子申請できないよ、本当に紙を使わって使い続けなきゃいけないんですか、といったような議論は庁内でもやっているところではあります。

(赤石委員長)

おそらくそういうところが、今後も進めていかなくてはいけない庁内での課題として、おそらく出てくるんじゃないかというふうに思うので、そういうところもしっかり書き込んで、いただけるとありがたいなと。事業群全体で何か皆さんからご意見ございますか。

(小西委員)

この事業というか、全体ちょっと一言だけ言いたかったんです。全体振り返って、何か、とりあえずここではいいです。

(赤石委員長)

それではですね、この事業群に関して、本日、審議は終了したいというふうに思います。どうもありがとうございました。

評価の在り方について

(小西委員)

事務局の方に受けとめていただきたいんですけど、3つ事業群がありましたけど、指標の設定の仕方が事業群ごとに、全然違うんですね。最後のやつなんか、個別の事務事業よりも、評価指標が多かったり、空港・港湾が事業に入ってるのに、道路関連しか指標がないとかあって、事業群ごとに指標の設定が、全然バラバラで、これは今日に至る前の段階で整理しとかないかんのではないかと思います。というのが1点。

二つ目がですね、根拠法令なんですけど、道路法とか今回指摘しましたが、あれなんかはですね、道路法で義務づけがあるからこういうことやってるんですというので、はっきりしてるんですけど、子育てのところなんかは、法律があってこの法律の中に、県は計画を作りなさいということが書いてあって、書いてあるのは計画だけのことであって、個別事務事業で何をするのかというのは、特にその義務づけはないんですよ。

だから根拠法が何かということは大事なんですけど、この根拠法に、この事務事業が絶対やらないといけない位置付けになってるかどうかとか、そこは我々検討する上ですごい大事なところなんで、その根拠法令の書き方は次年度ちょっと悩んでいただきたい。

最後はですね、ちょっとこれは今まで見過ごしてきたけど大きい問題だなと思うのは、最初の女性の進出のところで思ったんですけど、アンケートとなんかしてね、あるいは知ってる、知っていないという認知度というところ。アンケートに対して答えが返ってきて、それで何%という数字が出ますよね。

でも、こういうのはですね、橋梁の補修点検ができた割合とかとは、全然数字の意味が違うので、アンケートなんていうのは、ちょっとやり方変えたら数字が動くんですよ。

だからそのリアルな数字に、プラスマイナス5%ぐらいの世界で通常動いてると。そのプラスマイナス5%ぐらいの数字は動いているのに、去年より1ポイント上がったら上昇しました、下がったから駄目でしたとかいう議論を、やっているわけですよ。

これはまずいと、こういう議論させたら駄目だと。これはだから、事務局の人に考えていただきたいと。

指標として、この指標は、1ポイント違うと意味がある場合と、1ポイントぐらいなら、そもそもぶれるものなんだから、そこで上がった下がった議論するなというふうに言うものというのがあるので、やっぱりその統計的な問題としてあるので、次年度以降、大きな宿題として事務局お願いします。

(事務局)

まず 1 点目の指標の設定の部分については、確かにですね最後の情報関係の部分について、部署で、様々な角度から指標が設定されていて、インフラの道路の部分については、道路以外の港湾とか何とか含めてあるのに、道路の橋梁の補修と、その一つだけが設定されているということだと思うんですけども、こちらについてはですね、実は私どもの方でもですね、部局の方に、投げかけなどをですね、今ずっとさせていただいてる、特にその道路の橋梁の部分という部分についてはその全体をあらわす部分ではないので、複数挙げていただいて結構ですので、検討してくださいと、お願いをしているところなので、これは引き続き、お願いをしていきたいと思っております。

あと、根拠法令ですね、こちらの方につきましては、来年以降のですね、調書の作り方について、各部局の方に周知徹底して参りたいと思います。

アンケートと認知度の部分については、やはりアンケートのとり方といいますか、やはり数字が変わってくるとまた、アンケート答える人の感覚によっても、厳しい人は厳しい評価をするだろうし、その人によって、数字が変わってくるのでそのアンケート思う自体を成果指標にしているのかと、というようなお話もですねさせていただいてるところはございます。

改めて今日、先生、僕らご指摘もいただきましたので、その辺についてまた今後。

(小西委員)

アンケートをした方がいい場合も多いと思います。実際どう受けとめられてるかって、いいと思うんですけど、その数字の読み方、アンケートというのは、きちんとした信憑性としたら、物理的な測ったものが違うので、ああいうものは±5%くらいの幅の中で、数字を受けとめるべきで世論調査なんかもそうです。世論調査で 1 ポイント上がったから、何とか政権の任期が良くなったとか、全然統計的な読み方として間違っていて、変わっていないという読み方をしなければならない。

その時の統計的な読み方で、初歩的なところのミスリーディングを避けるように考えて欲しいということです。

(事務局)

わかりました。

(赤石委員長)

よろしいですかね。

後もう一つは根拠法令、単純に、その根拠法令を書くのではなくてその根拠法令の中で、義務づけの部分はどこまで、ここから先はそうじゃないよというところがあるような書き方を裁量が動く部分はどこでやるかというのがわかるような書き方をしたいとそれは去年から、おそらく小西さんずっと言われてた部分だったと思う。

去年、同じことを言われてたと思うので、そこところが、もう少し分かるような書き方をして欲しいということ、アンケートに関しては、まさに、これ小西さん言われるように、男女共同参画が、例えば具体的にどうい質問内容によっても実は答えは変わってくるんですよ。全く。

男性と女性と一緒にして、質問回答になってましたけど、男性に問うべきことなのか女性に問うべきことなのか、全然指標が持つ性質が違ってくるので、そこところを精査した上で、しっかり成果指標にするのであれば、するという形で考えて欲しいというのが、おそらく小西さんが言いたいことだと思います。

アンケートは全部駄目ですよって言ってるわけではないと思う。

そこところを少し整理されて、各部局の方に伝えていただければというふうに思います。

(事務局)

わかりました、各部局の方に伝えたいと思います。

根拠法令につきましてその義務なのか、努力義務なのかというのが多分全然見えてない部分ということだと思いますので、その辺はちょっとわかるような書き方というのは、来年、また検討していきます。

(赤石委員長)

それでは、どうも私の不手際でちょっと時間が、30分オーバーしてしましまして、申し訳ありません。長時間ありがとうございました

これで本日予定しておりました三つの事業群について、説明及び審議が終了いたしました。

それで次回はですね10月6日を予定していたんですけども、私の方の公務が入ってしましまして、10月9日に変更していただくということになりました。

小西委員におかれましてはですね10月9日のご都合が悪いということで、事前にご意見をいただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

第2回委員会におきましては、本日の審議内容を踏まえた議論を行い、論点及び意見書として反映する内容について整理していきたいというふうに思います。

何かご意見ご質問等々ございますでしょうか。なければですね。

それではそのような形で進めさせていただきたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、本日は長時間にわたるご審議ありがとうございました。

本日、質問できなかった部分もしくは追加の質問がございましたら、来週末、9月11日までをめぐりに、担当の溝上の方にメールにて頂戴をいただければと思います。

特に様式は定めておりませんので、メール本文にベタ打ちでも、何かワード等のドキュメントをでも構いませんので、メールの方でお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、概ね10日以内をめぐりに作成をいたしまして、委員の皆様へメールで送付をさせていただきます。

それでは本日はこれをもって散会いたします。
どうもありがとうございました。